

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 5 年 度 (2 0 1 3 年 度)

豊 中 市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が必要とされている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成26年度で26年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成25年度は、行政文書開示制度では、500件（うち、149件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、108件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われまます。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成25年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成26年（2014年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	43
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	44
(3) 部局別開示等請求件数	45
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	46
(5) 自己情報開示等請求	47
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	55
(2) 審査会の答申	56
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	61
(2) 利用内容と利用者の内訳	62
(3) 保有資料の複写状況	62
(4) 有料頒布資料の販売状況	63
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	65
(6) 配架されている主な資料	66
V. 会議公開制度の運用状況	67
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	73
(2) 運営委員会の開催状況	74
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	78
(4) 審査会の開催状況	79

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	87
(2) 豊中市個人情報保護条例	94
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	108
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	109
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	111

I . 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		24年度まで	25年度	合 計
請求件数		10,319件(628)	500件(149)	10,819件(777)
請求者数		1,592人(314)	208人(99)	1,800人(413)
処 理	全部開示	2,706件(236)	265件(50)	2,971件(286)
	部分開示	4,431件(269)	202件(85)	4,633件(354)
状 況	不開示	279件(20)	10件(2)	289件(22)
	不開示 (文書不存在)	292件(38)	5件(0)	297件(38)
	存否応答拒否	3件(0)	0件(0)	3件(0)
	取下げ	2,604件(65)	18件(12)	2,622件(77)
	却下	4件(-)	0件(-)	4件(-)
開 示 率		96.2%(96.2%)	97.9%(98.5%)	96.3%(96.7%)
不服申立て件数		98件	3件	101件

* 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

○ 平成25年度の行政文書の開示請求は、延べ109人から351件の請求がありました。

その処理状況は、全部開示215件、部分開示117件、不開示8件、文書不存在による不開示5件、取下げ6件でした。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を延べ99人から149件受けました。その処理状況は、全部開示50件、部分開示85件、不開示2件、取下げ12件でした。

開示請求の主なもの(任意開示の申出を含む。)は、工事・業務委託の設計書及び基礎単価一覧表181件、公共用地境界確定書86件でした。

制度化以来の通算では、延べ1,800人から10,819件の行政文書について請求があり（任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示2,971件、部分開示4,633件、不開示289件、文書不存在による不開示297件、存否応答拒否3件、取下げ2,622件、却下4件となっています。

開示率（※）は、平成25年度は97.9%、制度化以来では96.3%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位:件)

実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1 市長	危機管理室	-	1 (0)	344
	総務部	人材育成センター 人事課	3 (1)	
	資産活用部	施設活用推進室	32 (0)	
		土地利用課	91 (72)	
		施設整備課	23 (4)	
	人権文化部	人権政策室	2 (2)	
	政策企画部	企画調整室	1 (0)	
		広報広聴課	3 (0)	
		環境政策室	19 (6)	
	環境部	公園みどり推進課	38 (0)	
		環境センター 減量推進課	2 (2)	
		環境センター 環境業務課	10 (0)	
	財務部	税務センター 固定資産税課	3 (3)	
	市民協働部	コミュニティ政策室	2 (2)	
	健康福祉部	福祉指導監査室	25 (9)	
		福祉事務所	1 (0)	
		いきいきセンター 障害福祉課	1 (1)	
		いきいきセンター 高齢施策課	11 (1)	
	都市計画推進部	いきいきセンター 高齢者支援課	2 (0)	
		まちづくり総務室	10 (0)	
		都市計画室	3 (2)	
		市街地整備課	5 (1)	
		土地利用調整センター 開発審査課	16 (5)	
	都市基盤部	土地利用調整センター 建築審査課	1 (0)	
		土木総務室	1 (0)	
		道路センター 道路建設課	17 (3)	
		道路センター 道路管理課	4 (1)	
道路センター 道路維持課		13 (3)		
2 上下水道事業管理者	上下水道局 経営部	水路課	4 (0)	138
		総務課	26 (1)	
		経営企画課	1 (1)	
		お客さまセンター 窓口課	4 (0)	
	上下水道局 技術部	お客さまセンター 給排水サービス課	2 (0)	
		水道技術センター 水道建設課	58 (0)	
		水道技術センター 浄水課	3 (0)	
		下水道技術センター 下水道建設課	17 (12)	
		下水道技術センター 下水道管理課	21 (11)	
		下水道技術センター 下水道施設課	3 (1)	
猪名川流域下水道事務所 建設課	1 (1)			
猪名川流域下水道事務所 維持課	2 (0)			
3 消防長	消防本部	予防課	2 (2)	3
		南消防署 予防広報課	1 (1)	
4 教育委員会	教育委員会事務局	教育総務室	1 (0)	15
		教職員室	1 (1)	
		学校給食室	10 (0)	
		スポーツ振興課	3 (0)	
4 実施機関	15 部局	46 課	500 (149)	500

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示します。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
請求件数	10,319 (628)	500 (149)	10,819 (777)
不開示又は部分開示件数	4,710 (289)	212 (87)	4,922 (376)

内訳

個人情報	3,218 (191)	159 (61)	3,377 (252)
法人等情報	3,048 (173)	141 (71)	3,189 (244)
審議検討等情報	81 (16)	0 (0)	81 (16)
事務事業情報	1,058 (39)	30 (3)	1,088 (42)
任意提供情報	5 (0)	0 (0)	5 (0)
公共安全等情報	229 (2)	0 (0)	229 (2)
法令秘等情報	9 (0)	2 (2)	11 (2)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取り扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成25年度は500件(取下げ18件を含む。)の開示請求(任意開示の申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(10件)又は部分開示(202件)の決定が行われたものが、212件ありました。

このうち、各号についての該当件数はそれぞれ個人情報(第1号)が159件(75.0%)、法人等情報(第2号)が141件(66.5%)、事務事業情報(第4号)が30件(14.2%)、法令秘等情報(第7号)が2件(0.9%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては入札における予定価格等でした。

制度化以来の通算では10,819件(取下げ等2,622件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(289件)又は部分開示(4,633件)の決定が行われたものは4,922件ありました。各号の該当件数はそれぞれ個人情報が3,377件(68.6%)、法人等情報が3,189件(64.8%)、審議検討等情報が81件(1.6%)、事務事業情報が1,088件(22.1%)、任意提供情報が5件(0.1%)、公共安全等情報が229件(4.7%)、法令秘等情報が11件(0.2%)、国等協力関係情報等が47件(1.0%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
市内に住所を有する者	8,616	257	8,873
事務所等を有するもの	532	89	621
在勤者	502	5	507
在学者	8	0	8
納税義務者	16	0	16
利害関係者	17	0	17
任意申出者	628	149	777
合 計	10,319	500	10,819

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成25年度の開示請求者の内訳は、500件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求257件（51.4%）、事務所等を有するもの（団体・個人）からの請求が89件（17.8%）、在勤者からの請求が5件（1.0%）でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が149件（29.8%）ありました。

制度化以来の通算では10,819件の請求のうち、8,873件（82.0%）が市内に住所を有する者、621件（5.7%）が事務所等を有するもの、507件（4.7%）が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件（0.1%）が市内の学校に在学している者、16件（0.1%）が納税義務者、17件（0.2%）が利害関係者、777件（7.2%）が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
閲覧のみ	1,222 (4)	51 (0)	1,273 (4)
閲覧と写し等の交付	4,927 (167)	93 (18)	5,020 (185)
写し等の交付のみ	940 (319)	314 (112)	1,254 (431)
聴取又は視聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未実施	42 (15)	9 (5)	51 (20)
合 計	7,131 (505)	467 (135)	7,598 (640)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成25年度は、閲覧のみが51件(10.9%)、閲覧と写し等の交付が93件(19.9%)、写し等の交付のみが314件(67.2%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが9件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,273件(16.8%)、閲覧と写し等の交付が5,020件(66.1%)、写し等の交付のみが1,254件(16.5%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが51件となっています。

(6) 行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成25年4月1日	豊中市立第三中学校校舎3号館、4号館耐震補強工事の工事費内訳書	市民	施設 生産 活 整備 部 課	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
2 ・ 3	平成25年4月1日	豊中市立東豊中小学校校舎南校舎耐震補強工事(第1・2工区)の工事費内訳書	市民	施設 生産 活 整備 部 課	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
4	平成25年4月1日	豊中市立第五中学校校舎改築工事(第一期)その2の工事費内訳書	任意申出者	施設 生産 活 整備 部 課	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月22日	写し等の 交付	-	
5	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道記水管敷設工事(No.13浜1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上 技 水 道 水 道 技 術 セ ン タ ー 局 部 一 課	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
6	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道記水管敷設工事(No.25南塚3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上 技 水 道 水 道 技 術 セ ン タ ー 局 部 一 課	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
7	平成25年4月1日	基礎単価一覧表(平成25年1月分)	事業者 (団体)	上 技 水 道 水 道 技 術 セ ン タ ー 局 部 一 課	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
8	平成25年4月1日	H23年度 かのき橋改修工事 金入り設計図書(内訳書、代価表)	市民	都 道 道 道 基 礎 セ ン タ ー 部 一 課	平成25年4月11日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
9	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度神崎刀根山線改良工事」の内訳書	市民	都 道 道 道 基 礎 セ ン タ ー 部 一 課	平成25年4月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
10	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度穂積江線改良工事」の内訳書	市民	都 道 道 道 基 礎 セ ン タ ー 部 一 課	平成25年4月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
11	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度阪急西側南線歩道改良工事」の内訳書	市民	都 道 道 道 基 礎 セ ン タ ー 部 一 課	平成25年4月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
12	平成25年4月1日	平成24年度「平成24年度豊中排水区下水管渠修繕工事」の金入り設計図書(内訳書、明細書、代価表)	市民	上 技 下 水 道 水 道 技 術 セ ン タ ー 局 部 一 課	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
13	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業区内排水区(庄内幸町5丁目)管内管渠工事」の内設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
14	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業区内排水区貯留管(含流改善)管渠工事」の内設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
15	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.9東泉丘1丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
16	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12曽根東町3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
17	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.14服部南町4丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
18	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.24長興寺北3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
19	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25南桜塚3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
20	平成25年4月1日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道給管改良工事(No.504走井1丁目外)」のうち設計書	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月12日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
21	平成25年4月2日	基礎単価一覧表(平成25年1月分)	市民	上下水道技術センター 下水道建設部	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の交付	-	
22	平成25年4月2日	支出負担行為決議書「街路樹植栽(補植)工事」のうち設計書	市民	環境みどり推進課	平成25年4月5日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の交付	-	
23	平成25年4月2日	支出負担行為決議書「見徳山公園外施設再整備工事」のうち設計書	市民	環境みどり推進課	平成25年4月5日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の交付	-	
24 ～ 26	平成25年4月2日	社会福祉法人〇〇〇の平成21～23年度資金収支計算書(内訳表含む)、事業活動収支計算書(内訳表含む)、貸借対照表及び財産目録	任意申出者	健康福祉指導室	平成25年4月8日	部分開示	第2号	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
27	平成25年4月4日	人事記録(平成25年4月1日時点の豊中市保健所衛生管理課長及び健康福祉部長の職員分)	市民	総務課 人材育成センター 庶務課	平成25年4月16日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
28	平成25年4月4日	市民の声 平成25年度 NO.4-7	市民	政策課 企画課 保健衛生課 福祉課 環境課	平成25年4月16日 平成25年9月20日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	平成25年4月30日	郵送
29	平成25年4月4日	業種別特定届出工場・事業場一覧表	任意申出者	環境課	平成25年4月16日	全部開示	-	平成25年4月19日	写し等の交付	-	
30	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「野田中央公園(仮称)基盤整備工事」のうち設計書(設計変更)	事業者(団体)	環境課	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
31	平成25年4月5日	平成24年度 神崎刀根山線(服部跨道橋)改修工事 金入り設計書	事業者(団体)	都市基盤課	平成25年4月11日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
32	平成25年4月5日	平成24年度 神崎刀根山線整備工事 金入り設計書	事業者(団体)	都市基盤課	平成25年4月11日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
33	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度穂積菰江線改良工事」の内設計書	事業者(団体)	都市基盤課	平成25年4月10日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
34	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度阪急西側南線歩道改良工事」の内設計書	事業者(団体)	都市基盤課	平成25年4月10日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
35	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度阪急西側南線歩道改良工事(その2)」の内設計書	事業者(団体)	都市基盤課	平成25年4月10日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
36	平成25年4月5日	基礎単価一覧表(平成25年1月分)	事業者(団体)	局道課	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	
37	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.6上新田4丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	局道課	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
38	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.7岡上の町3丁目外)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
39	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.8北桜塚3丁目外)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
40	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.9東泉丘1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
41	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.10夕日丘3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
42	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.11曾根東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
43	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12根東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
44	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.13浜1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
45	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.14服部南町4丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
46	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.15穂積2丁目外)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
47	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.17豊南町西1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
48	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.18庄内幸町5丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
49	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.20三和町1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
49	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.23東豊中町1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
50	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(№24長興寺北3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
51	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(№25南桜塚3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
52	平成25年4月5日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道給管改良工事(№501北緑丘1丁目外)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
53	平成25年4月8日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(№24長興寺北3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設	平成25年4月9日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の 交付	-	
54	平成25年4月8日	平成24年度下水道管渠修繕工事(その3)金入設計書及び代価表	事業者 (団体)	下水道管理	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の 交付	-	
55	平成25年4月8日	支出負担行為決議書「平成24年度阪急西側南線歩道改良工事」の内設計書	事業者 (団体)	都市基盤建設	平成25年4月12日	全部開示	-	平成25年4月12日	写し等の 交付	-	
56 ～ 58	平成25年4月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用	平成25年4月11日	部分開示	第1号、第2号	平成25年4月15日	写し等の 交付	-	
59	平成25年4月9日	業種別特定届出工場・事業場一覧表	任意申出者	環境政策	平成25年4月16日	全部開示	-	平成25年4月18日	写し等の 交付	-	
60	平成25年4月9日	有害物質使用特定事業場一覧(市全体)	任意申出者	環境政策	平成25年4月16日	全部開示	-	平成25年4月18日	写し等の 交付	-	
61 ～ 63	平成25年4月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用	平成25年4月11日	部分開示	第1号、第2号	平成25年4月12日	写し等の 交付	-	
64	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「上野西4丁目公園耐震性貯水槽設置工事」のうち設計書(設計変更)	事業者 (団体)	環境推進	平成25年4月24日	全部開示	-	平成25年4月24日	写し等の 交付	-	
65	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(№6上野新田4丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
66	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.7岡上の町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
67	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.9東泉丘1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
68	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.10夕日丘3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
69	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12曾根東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
70	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.13浜1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
71	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.18庄内幸町5丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月23日	写し等の 交付	-	
72	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.29新千里西町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月19日	写し等の 交付	-	
73	平成25年4月12日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.29新千里東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月17日	全部開示	-	平成25年4月19日	写し等の 交付	-	
74	平成25年4月15日	平成24年度分 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物保管事業者情報一覧	任意申出者	環境七推 環境七推 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月26日	取下げ	-	-	-	-	
75	平成25年4月16日	支出負担行為決議書「平成19年度柿ノ木配水池耐震補強工事」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月25日	全部開示	-	平成25年5月1日	写し等の 交付	-	
76	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「野田中央公園(仮称)施設整備工事」のうち金入り変更設計書	市民	環境七推 環境七推 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
77	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「長興寺公園外施設再整備工事」のうち金入り変更設計書	市民	環境七推 環境七推 局道技術建設 下水道技術建設 局道技術建設	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
78	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「大塚公園施設再整備工事」のうち金入り変更設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
79	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「原徳山公園外施設再整備工事」のうち金入り変更設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
80	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「バラ園管理業務」のうち設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
81	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「市民協同緑化業務」のうち設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
82	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「街路樹植栽(補植)工事」のうち設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
83 ～ 86	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「街路樹管理業務(第1～4区)のうち設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
87 ・ 88	平成25年4月17日	支出負担行為決議書「駅前等草花管理業務(第1～2区)のうち設計書	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
89	平成25年4月17日	平成24年度 花しよぶふ園育成管理業務	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
90	平成25年4月17日	平成24年度 走井2丁目空港ひろば便所設置工事	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
91	平成25年4月17日	平成24年度 春日町5丁目第2公園外施設改修工事	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
92	平成25年4月17日	平成24年度 羽鷹池公園外施設改修工事	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	
93 ・ 94	平成25年4月17日	平成24年度 空港周辺環境基盤整備施設児童遊園維持管理業務(第1・2区)	市民	環公推 園境み進 とど	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
95 ～ 104	平成25年4月17日	平成24年度 市内各公園維持管理業務(第1～10区)	市民	環境園境進進	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の交付	-	
105 ・ 106	平成25年4月17日	平成24年度 松くい虫被害木伐採業務(第1・2区)	市民	環境園境進進	平成25年4月26日	全部開示	-	平成25年4月30日	写し等の交付	-	
107	平成25年4月18日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.18庄内幸町5丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	下水道技術センター建設	平成25年4月24日	全部開示	-	平成25年4月25日	写し等の交付	-	
108	平成25年4月18日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25南桜塚3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	下水道技術センター建設	平成25年4月24日	全部開示	-	平成25年4月25日	写し等の交付	-	
109	平成25年4月25日	支出負担行為決議書「平成24年度神崎刀根山線改良工事」の内設計書	任意申出者	都市基盤センター建設	平成25年4月30日	全部開示	-	平成25年5月7日	写し等の交付	-	
110	平成25年4月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	産地活用	平成25年5月2日	全部開示	-	平成25年5月8日	写し等の交付	-	
111 ・ 112	平成25年4月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	産地活用	平成25年5月2日	部分開示	第1号、第2号	平成25年5月8日	写し等の交付	-	
113	平成25年4月26日	神崎刀根山線(服部跨道橋)改修工事の設計書(平成24年度)	任意申出者	都市基盤センター維持	平成25年5月2日	全部開示	-	平成25年5月7日	写し等の交付	-	
114 ・ 115	平成25年4月30日	平成24年度 豊能南部水路景観施設維持管理業務委託(その1・2) 金入設計書	市民	都市基盤	平成25年5月7日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	
116 ・ 117	平成25年4月30日	平成24年度 中央幹線水路景観施設維持管理業務委託(その1・2) 金入設計書	市民	都市基盤	平成25年5月7日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	
118 ・ 119	平成25年4月30日	平成24年度樹木の剪定及び除草業務委託(1)(2)の設計書	市民	下水道技術センター浄	平成25年5月10日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	
120	平成25年4月30日	平成24年度 庄内下水道処理場植栽管理業務委託金入設計書	市民	下水道技術センター施設	平成25年5月10日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
121	平成25年4月30日	平成24年度各ポンプ場植栽管理業務委託金入り設計書	市民	上下水道技術センター 下水道施設	平成25年5月10日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	
122・123	平成25年4月30日	執行起案書「平成24年度猪名川流域下水道原田処理場場内係業務委託その1・2のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、単価表)」	市民	下水道事務所 流域課	平成25年5月10日	全部開示	-	平成25年5月13日	写し等の交付	-	
124	平成25年4月30日	金入り設計内訳書 工事名「平成23年度公共下水道事業種積ポンプ場雨水ポンプ設備更新工事」	任意申出者	下水道事務所 下水道施設	平成25年5月10日	全部開示	-	平成25年5月17日	写し等の交付	-	
125	平成25年5月7日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」の内訳書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道事務所 下水道施設	平成25年5月16日	全部開示	-	平成25年5月23日	写し等の交付	-	
126	平成25年5月7日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」の内訳書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道事務所 下水道施設	平成25年5月16日	全部開示	-	平成25年5月23日	写し等の交付	-	
127	平成25年5月7日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立抗築造工事」の内訳書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	下水道事務所 下水道施設	平成25年5月16日	全部開示	-	平成25年5月23日	写し等の交付	-	
128	平成25年5月7日	支出負担行為決議書(工事)「平成22年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥脱却設備更新工事(土木)」のうち変更設計書	任意申出者	下水道事務所 下水道施設	平成25年5月16日	全部開示	-	平成25年5月23日	写し等の交付	-	
129・130	平成25年5月8日	社会福祉法人〇〇〇の平成22・23年度事業活動収支計算書(内訳書含む)、貸借対照表及び財産目録	任意申出者	健康福祉指導課	平成25年5月21日	部分開示	第2号	平成25年5月23日	写し等の交付	-	
131	平成25年5月9日	豊中市立体育館等指定管理者候補者の審査結果について(報告)	事業者(団体)	健康福祉委員会 委員事務課	平成25年5月22日	全部開示	-	平成25年5月27日	写し等の交付	-	
132	平成25年5月9日	豊中市立温水プール指定管理者候補者の審査結果について(報告)	事業者(団体)	健康福祉委員会 委員事務課	平成25年5月22日	部分開示	第2号	平成25年5月27日	写し等の交付	-	
133	平成25年5月9日	豊中市立屋外体育施設指定管理者候補者の審査結果について(報告)	事業者(団体)	健康福祉委員会 委員事務課	平成25年5月22日	部分開示	第2号	平成25年5月27日	写し等の交付	-	
134	平成25年5月13日	平成24年度豊都計第〇〇〇号「風政地区内行為の許可について」(緑化率に関する部分)	事業者(団体)	都市計画推進課	平成25年5月22日	部分開示	第2号	平成25年5月27日	開覽及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
135	平成25年5月13日	面接記録表(平成25年5月9日分)	市民	健康福祉 福祉事務所	平成25年5月27日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	平成25年6月25日	郵送
136	平成25年5月14日	豊中市上新田土地区画整理事業の仮換地指定地の土地利用の開始時期について(確認)	任意申出者	都市計画 市街地整備課	平成25年5月16日	部分開示	第2号	平成25年5月21日	写し等の 交付	-	
137	平成25年5月15日	有害物質使用特定事業場一覧(市全体)	市民	環境 環境政策課	平成25年5月20日	全部開示	-	平成25年5月27日	写し等の 交付	-	
138	平成25年5月15日	廃止有害物質使用特定事業場一覧(市全体)	市民	環境 環境政策課	平成25年5月20日	全部開示	-	平成25年5月27日	写し等の 交付	-	
139	平成25年5月15日	共同住宅等にかかる料金算定適用申込書(3戸以内分)	市民	上下水道 下水道課	平成25年5月29日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
140	平成25年5月16日	平成25年5月14日付、水道料金減免申込書(給水装置修繕証明書)(豊中野畑住宅分)	市民	上下水道 下水道課	平成25年5月29日	部分開示	第1号	平成25年6月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
141	平成25年5月16日	共同住宅等の特例についての決裁文書(宮山町分)	市民	上下水道 下水道課	平成25年5月24日	取下げ	-	-	-	-	
142	平成25年5月17日	開示請求に関する指定管理者からの情報提供について(H25-豊都総第000号)	市民	都市計画 まちづくり推進課	平成25年5月24日	部分開示	第1号、第2号	平成25年5月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
143	平成25年5月17日	鑑定依頼について	市民	資産 土地活用課	平成25年6月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供 11日間延長
144	平成25年5月20日	庄内西町000解体工事についての特定建設作業の実施届出書	市民	環境 環境政策課	平成25年6月3日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
145	平成25年5月20日	公害苦情相談受付・調査報告書(受付番号000)	市民	環境 環境政策課	平成25年6月3日	部分開示	第1号	平成25年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
146	平成25年5月20日	指定居宅介護支援事業者申請書(平成21年8月25日付居宅介護支援事業所000)	市民	健康福祉 高齢福祉課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
147	平成25年5月20日	変更届出書(平成22年3月26日付居宅介護支援事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
148	平成25年5月20日	廃止届出書(平成25年4月26日付居宅介護支援事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
149	平成25年5月20日	指定(介護予防)居宅サービス事業者申請書(平成22年3月26日付(介護予防)訪問介護事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
150	平成25年5月20日	変更届出書(平成24年12月17日付(介護予防)訪問介護事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
151	平成25年5月20日	変更届出書(平成25年4月19日付(介護予防)訪問介護事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
152	平成25年5月20日	廃止届出書(平成25年4月26日付(介護予防)訪問介護事業所○○○)	市民	健康いきいき高齢福祉センター施策部一課	平成25年5月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
153	平成25年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地産部課	平成25年5月27日	部分開示	第1号、第2号	平成25年5月31日	写し等の交付	-	
154	平成25年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地産部課	平成25年5月27日	部分開示	第1号、第2号	平成25年5月31日	写し等の交付	-	
155	平成25年5月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地産部課	平成25年5月27日	部分開示	第2号	平成25年5月31日	写し等の交付	-	
156	平成25年5月21日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.18庄内幸町5丁目)」のうち設計書	市民	上下水道部一課	平成25年6月4日	全部開示	-	平成25年6月6日	写し等の交付	-	
157	平成25年5月23日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.25南桜塚3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道部一課	平成25年6月4日	全部開示	-	平成25年6月6日	写し等の交付	-	
158	平成25年5月24日	有害物質使用特定事業場一覧(市全体)	任意申出者	環境部課	平成25年5月30日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
159	平成25年5月27日	「豊中市立第五中学校校舎改築工事(第一期)その2」工事費内訳書	任意申出者	資産 施設 整備 活用 部課	平成25年5月31日	全部開示	-	平成25年6月4日	写し等の 交付	-	
160	平成25年5月28日	特例計算をしている戸数が3戸以下の給水装置工事台帳しゅん工図面	市民	上下 水道 営業 課	平成25年5月29日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
161	平成25年6月3日	支負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.2新千里西町3丁目)」のうち設計書	市民	上下 水道 技術 課	平成25年6月5日	全部開示	-	平成25年6月6日	写し等の 交付	-	
162	平成25年6月3日	開発許可申請書(許可番号 〇〇〇)	任意申出者	都市 計画 課	平成25年6月14日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
163	平成25年6月3日	変更届出書(受付番号 〇〇〇)	任意申出者	都市 計画 課	平成25年6月14日	部分開示	第2号	平成25年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
164	平成25年6月3日	開発行為変更許可申請書(許可番号 〇〇〇)	任意申出者	都市 計画 課	平成25年6月14日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
165	平成25年6月5日	開発行為等変更協議申出書(受付番号〇〇〇)	市民	都市 計画 課	平成25年6月19日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
166	平成25年6月5日	指定(介護予防)居宅サービス事業者申請書(平成24年4月6日付 〇〇〇)	市民	健康 福祉 課	平成25年6月19日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
167	平成25年6月5日	変更届出書(平成25年5月13日付 〇〇〇)	市民	健康 福祉 課	平成25年6月19日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
168	平成25年6月5日	変更届出書(平成25年5月24日付 〇〇〇)	市民	健康 福祉 課	平成25年6月19日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
169	平成25年6月6日	広報とよなか6月号の出稿・入稿原稿	在勤者	政治 広報 課	平成25年6月18日	全部開示	-	平成25年6月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
170	平成25年6月6日	各部署広報広聴委員説明会資料 広報広聴業務について	在勤者	政治 広報 課	平成25年6月18日	全部開示	-	平成25年6月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
171	平成25年6月10日	平成24年神崎刀根山線整備工事 金入設計書	市民	都道 市基盤 七セ 路路 道維 道持	平成25年6月19日	全部開示	-	平成25年6月21日	写し等の 交付	-	
172	平成25年6月10日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	事業者 (団体)	都土調開 市計地七 土調開 整発 発査	平成25年6月21日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
173	平成25年6月11日	協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	都土調開 市計地七 土調開 整発 発査	平成25年6月21日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
174	平成25年6月11日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	都土調開 市計地七 土調開 整発 発査	平成25年6月21日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
175	平成25年6月11日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	都土調開 市計地七 土調開 整発 発査	平成25年6月21日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
176 ～ 178	平成25年6月11日	社会福祉法人〇〇〇の平成21～23年度資金収支 計算書及び貸借対照表	市民	健福 社指 導監 査	平成25年6月20日	全部開示	-	平成25年6月20日	閲覧	-	
179	平成25年6月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成25年6月17日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月20日	写し等の 交付	-	
180	平成25年6月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用	平成25年6月17日	部分開示	第1号、第2号	平成25年6月20日	写し等の 交付	-	
181	平成25年6月13日	「平成23年度公共下水道事業人孔蓋取替工事」の 金入設計書	事業者 (団体)	上下水 水道技 術管 理	平成25年6月17日	全部開示	-	平成25年6月20日	写し等の 交付	-	
182	平成25年6月13日	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度資金収支計算 書(内訳表含む)、事業活動収支計算書、貸借対 照表及び財産目録	任意申出者	健福 社指 導監 査	平成25年6月24日	部分開示	第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
183	平成25年6月13日	社会福祉法人〇〇〇の平成23年度資金収支計算 書(内訳表含む)、事業活動収支計算書(内訳表含 む。)、貸借対照表及び財産目録	任意申出者	健福 社指 導監 査	平成25年6月24日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
184	平成25年6月14日	私道の一部廃止の承認申請書(第〇〇〇号)に付 いている空港周辺緑地10街区実施設計(21)業務 委託全体計画平面図	市民	都土調開 市計地七 土調開 整発 発査	平成25年6月21日	全部開示	-	平成25年6月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
185	平成25年6月17日	開発行為変更許可申請書(許可番号○○○)	市民	都市計画課 市地整発審 市七セ 都土調開	平成25年6月28日	部分開示	第1号、第2号	平成25年7月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
186	平成25年6月17日	〇〇〇新築工事市道部擁壁建設に伴う追加地盤調査報告書	市民	都市計画課 市七セ 都道道	平成25年6月28日	部分開示	第1号	平成25年7月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
187	平成25年6月17日	〇〇〇計画 逆L型擁壁設計図書・計算書	市民	都市計画課 市七セ 都道道	平成25年6月28日	全部開示	-	平成25年7月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
188	平成25年6月26日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.9東泉丘1丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上下水道課 水技道	平成25年7月10日	全部開示	-	平成25年7月16日	写し等の 交付	-	
189	平成25年6月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	地産課 土資	平成25年7月3日	部分開示	第1号	平成25年7月8日	写し等の 交付	-	
190	平成25年6月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.15穂積2丁目)」のうち設計書	市民	上下水道課 水技道	平成25年7月10日	全部開示	-	平成25年7月12日	写し等の 交付	-	
191	平成25年6月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.24長興寺北3丁目)」のうち設計書	市民	上下水道課 水技道	平成25年7月10日	全部開示	-	平成25年7月12日	写し等の 交付	-	
192	平成25年6月27日	懲戒処分一覧(平成15年度以降)	任意申出者	総務課 人材育成人	平成25年7月8日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
193	平成25年7月1日	社会福祉法人○○○の平成24年度資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録	市民	健康福祉課 福祉指導	平成25年7月9日	部分開示	第1号	平成25年7月10日	閲覧	-	
194 ・ 195	平成25年7月1日	社会福祉法人○○○の平成24年度資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録	市民	健康福祉課 福祉指導	平成25年7月9日	部分開示	第2号	平成25年7月10日	閲覧	-	
196 ・ 197	平成25年7月1日	社会福祉法人○○○の平成24年度資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録	市民	健康福祉課 福祉指導	平成25年7月9日	部分開示	第1号、第2号	平成25年7月10日	閲覧	-	
198	平成25年7月2日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上下水道課 水技道	平成25年7月12日	全部開示	-	平成25年7月17日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
199・200	平成25年7月3日	支出負担行為決議書「平成24年度阪急西側南線歩道改良工事」のうち設計書	事業者(団体)	都道 市路 七セ 路路 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月5日	全部開示	-	平成25年7月9日	写し等の交付	-	
201	平成25年7月3日	支出負担行為決議書「平成24年度穂積江線改良工事」のうち設計書	事業者(団体)	都道 市路 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月5日	全部開示	-	平成25年7月9日	写し等の交付	-	
202	平成25年7月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 活活 用用 部課	平成25年7月9日	部分開示	第2号	平成25年7月17日	写し等の交付	-	
203	平成25年7月5日	平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について	市民	健い きい 高 高 社セ 支支 タ援 部一課	平成25年7月16日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
204	平成25年7月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 活活 用用 部課	平成25年7月9日	部分開示	第2号	平成25年7月18日	写し等の交付	-	
205	平成25年7月5日	豊中市下水道事業が地方公営企業法を適用した際に取得、作成した文書一式	任意申出者	上経 下 水 道 部課 局 道 道	平成25年7月16日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
206	平成25年7月5日	豊中市下水道事業が地方公営企業法を適用した際に取得、作成した文書一式	任意申出者	上経 下 水 道 部課 局 道 道	平成25年7月16日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
207	平成25年7月9日	無償使用契約書(豊中市〇〇〇)	市民	都道 市路 七セ 路路 管理 部一課 盤タ ン設	平成25年7月11日	部分開示	第1号	平成25年7月17日	写し等の交付	-	
208	平成25年7月11日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.2新千里西町3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上技 水 道 部課 局 道 道 七セ 道道 道道 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月26日	写し等の交付	-	
209	平成25年7月11日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.14服部南町4丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上技 水 道 部課 局 道 道 七セ 道道 道道 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月26日	写し等の交付	-	
210	平成25年7月11日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.24長興寺北3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上技 水 道 部課 局 道 道 七セ 道道 道道 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月26日	写し等の交付	-	
211	平成25年7月11日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.29新千里東町3丁目)」のうち設計書	事業者(団体)	上技 水 道 部課 局 道 道 七セ 道道 道道 建設 部一課 盤タ ン設	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月26日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
212	平成25年7月16日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.2新千里西町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月29日	写し等の 交付	-	
213	平成25年7月16日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道給管改良工事(No.502小菅根5丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月29日	写し等の 交付	-	
214	平成25年7月16日	「平成24年度公共下水道事業人孔蓋取替工事(その2)」の金入り設計図書	事業者 (団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月29日	写し等の 交付	-	
215	平成25年7月16日	「平成24年度豊中排水区下水管渠修繕工事(その2)」の金入り設計書	事業者 (団体)	上水道技術センター 下水道技術センター	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月29日	写し等の 交付	-	
216	平成25年7月16日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産地活用課	平成25年7月22日	部分開示	第2号	平成25年7月26日	写し等の 交付	-	
217	平成25年7月16日	「自治会活動保険」にかかる平成24・25年度の保険契約申込書及び保険証券	任意申出者	市民コミュニケーション 教育委員会 教育委員会	平成25年7月17日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
218	平成25年7月17日	内部公益通報に係る調査の実施報告について	事業者 (団体)	教育委員会 教育委員会	平成25年7月29日	不開示	第1号、第4号ア	-	-	平成25年8月7日	
219	平成25年7月17日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業の下請負人(受任者)届	市民	資産施設 資産施設	平成25年7月31日	部分開示	第1号、第2号	平成25年8月2日	写し等の 交付	-	
220	平成25年7月18日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業の総合工程表	市民	資産施設 資産施設	平成25年7月31日	部分開示	第1号	平成25年8月2日	写し等の 交付	-	
221	平成25年7月18日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業の道路使用許可申請書	市民	資産施設 資産施設	平成25年7月31日	部分開示	第1号	平成25年8月2日	写し等の 交付	-	
222	平成25年7月18日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業の排水工事施工計画書	市民	資産施設 資産施設	平成25年7月31日	不開示	第2号	-	-	-	
223	平成25年7月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地活用課	平成25年7月24日	全部開示	-	平成25年7月29日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
224	平成25年7月22日	豊中市家屋経年異動判断並びに家屋所在図データ等整備業務委託契約書及び仕様書(平成25年度)	任意申出者	財務七 務定 固 税 産 税	平成25年8月2日	全部開示	-	未実施	-	-	
225	平成25年7月22日	地番参考図及びその電磁的記録	任意申出者	財務七 務定 固 税	平成25年8月2日	不開示	第1号、第4号、 第7号	-	-	-	地番参考図は却下
226	平成25年7月24日	豊中市上新田土地区画整理組合 第20回総会議事録	事業者 (団体)	都市計 市街 地 推 進 備 課	平成25年8月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
227	平成25年7月24日	豊中市上新田土地区画整理組合 第21回総会議事録	事業者 (団体)	都市計 市街 地 推 進 備 課	平成25年8月5日	部分開示	第1号、第2号	平成25年8月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
228	平成25年7月30日	立替払いの協定の締結について	任意申出者	資土 活 用 用 課	平成25年8月1日	部分開示	第1号	平成25年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
229	平成25年7月30日	神崎刀根山北線補償費の支払いについて	任意申出者	資土 活 用 用 課	平成25年8月1日	部分開示	第1号	平成25年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
230	平成25年7月30日	補償契約の締結並びに立替払いの協定締結について	任意申出者	資土 活 用 用 課	平成25年8月1日	部分開示	第1号	平成25年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
231	平成25年7月30日	神崎刀根山北線補償費の残額支払いについて	任意申出者	資土 活 用 用 課	平成25年8月1日	部分開示	第1号	平成25年8月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
232	平成25年8月2日	〇〇〇消防設備等(特殊消防用設備)点検結果報告書 受付日 平成24年8月24日	任意申出者	消南予 防消 防広 報 課	平成25年8月14日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
233	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新・学校給食センター施設整備事業 土地の利用履歴等調査結果報告書	市民	環境 境政 策 課	平成25年8月15日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
234	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新・学校給食センター施設整備事業 の施工計画書	市民	資土 活 用 用 備 課	平成25年8月16日	不開示	第2号	-	-	-	
235	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新・学校給食センター施設整備事業 の仮設計画書	市民	資土 活 用 用 備 課	平成25年8月16日	不開示	第2号	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
236	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の工事記録写真撮影計画書	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	不開示	第2号	-	-	-	
237	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の主要機器材製作者通知書	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	部分開示	第1号、第2号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
238	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の敷地測量に伴う除草・伐採作業要領書	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
239	平成25年8月2日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の水質調査結果報告書	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
240 ・ 241	平成25年8月5日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の第1・2回総合定例会議 議事録	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
242	平成25年8月7日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議の議事録 第1回分	市民	教育 委員 会 給 食 部 課	平成25年8月20日	不開示	第4号イ	-	-	-	
243 ・ 244	平成25年8月7日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議の議事録 第2・3回分	市民	教育 委員 会 給 食 部 課	平成25年8月20日	不開示	第2号	-	-	-	
245 ・ 246	平成25年8月7日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議謝礼金に 係る支出命令書	市民	教育 委員 会 給 食 部 課	平成25年8月20日	部分開示	第1号	平成25年8月26日	写し等の 交付	-	
247	平成25年8月7日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の第2回総合定例会議 議事録	市民	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月16日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
248	平成25年8月7日	平成25年7月17日の出勤簿((仮称)豊中市新学 校給食センター施設整備事業に関する提出書類に ついて(同)の決裁欄に押印した職員)	市民	総 務 部 課	平成25年8月20日	部分開示	第1号	平成25年8月20日	写し等の 交付	-	
249	平成25年8月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	施設 産設 活整 用備 部課	平成25年8月12日	部分開示	第1号、第2号	平成25年8月29日	写し等の 交付	-	
250	平成25年8月8日	高齢者虐待防止法に基づき対応状況等に関する調 査依頼について	市民	健 康 支 援 部 課	平成25年8月14日	全部開示	-	平成25年8月19日	開覽及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
251	平成25年8月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月12日	部分開示	第1号、第2号	平成25年8月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
252	平成25年8月9日	有料老人ホーム○○○の設置届出書に添付された 重要事項説明書	任意申出者	健康 いき 高 社セ ンタ 策 部一 課	平成25年8月20日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
253	平成25年8月16日	東豊中町地区の違法屋外広告物に関する通知書 について	任意申出者	都市計 画推 進 部 室	平成25年8月21日	部分開示	第4号	平成25年8月21日	写し等の 交付	-	
254	平成25年8月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月22日	部分開示	第2号	平成25年8月27日	写し等の 交付	-	
255	平成25年8月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月23日	全部開示	-	平成25年8月30日	写し等の 交付	-	
256	平成25年8月20日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の第3回総合定例会議 議事録	市民	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年9月3日	部分開示	第1号	平成25年9月5日	写し等の 交付	-	
257	平成25年8月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月23日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
258	平成25年8月20日	「豊中市立第五中学校校舎改築工事(第一期)そ の2」工事費内訳書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月28日	全部開示	-	平成25年9月2日	写し等の 交付	-	
259	平成25年8月23日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配 水管敷設工事(No.2新千里西町3丁目)」のうち設計 書	市民	上技 水道 水 下 水道 技 術 建 設 局 部一 課	平成25年9月6日	全部開示	-	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
260	平成25年8月23日	平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(新千 里南町2丁目地内)「管渠更生工事金入設計書	市民	上技 水道 水 下 水道 技 術 管 理 局 部一 課	平成25年8月27日	全部開示	-	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
261	平成25年8月23日	平成24年度下水道管渠修繕工事(その4)金入設計 書	市民	上技 水道 水 下 水道 技 術 管 理 局 部一 課	平成25年8月27日	全部開示	-	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
262	平成25年8月26日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成25年8月30日	全部開示	-	平成25年9月4日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
263 ～ 266	平成25年8月26日	社会福祉法人〇〇〇〇の平成22～24年度資金収支 計算書及び貸借対照表	市民	健康福祉指導 社 監 査 部 室	平成25年9月9日	全部開示	-	平成25年9月10日	閲覧	-	
267 ～ 269	平成25年8月26日	社会福祉法人〇〇〇〇の平成22～24年度資金収支 計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書	市民	健康福祉指導 社 監 査 部 室	平成25年9月9日	部分開示	第1号、第2号	平成25年9月10日	閲覧	-	
270	平成25年8月27日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産活用 部 課	平成25年9月3日	部分開示	第2号	平成25年9月5日	写し等の 交付	-	
271	平成25年9月5日	新学校給食センター施設整備事業・梶池の水生生 物の捕獲・移植作業について	市民	教育委員会 給 食 部 員 務 室	平成25年9月19日	全部開示	-	平成25年9月26日	写し等の 交付	-	
272	平成25年9月5日	無償使用契約書	任意申出者	都道 盤 夕 部 一 課	平成25年9月11日	部分開示	第1号	平成25年9月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
273	平成25年9月5日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用 部 課	平成25年9月11日	部分開示	第1号、第2号	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
274	平成25年9月6日	平成21年度 服部春町3丁目第2児童遊園外施設 撤去工事 金入設計書(設計変更)	事業者 (団体)	環公推 境 推 進 部 課	平成25年9月11日	全部開示	-	平成25年9月13日	写し等の 交付	-	
275	平成25年9月6日	公共用地境界確定書	市民	資産活用 部 課	平成25年9月11日	部分開示	第1号、第2号	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
276	平成25年9月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産活用 部 課	平成25年9月11日	部分開示	第1号	平成25年9月17日	写し等の 交付	-	
277	平成25年9月11日	公共用地境界確定書	市民	資産活用 部 課	平成25年9月19日	部分開示	第1号、第2号	平成25年9月25日	写し等の 交付	-	
278	平成25年9月11日	豊中市屋外広告物違反通報等処理簿(東豊中町地 区)	任意申出者	都市計 画 推 進 部 室	平成25年9月18日	部分開示	第1号、第2号、 第4号	平成25年9月20日	写し等の 交付	-	
279	平成25年9月17日	開発行為等事前相談書の内の表紙(受付番号〇 〇〇)	市民	都市計 画 推 進 部 一 課	平成25年9月25日	部分開示	第2号	平成25年9月30日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
280	平成25年9月17日	特定工場等設置(変更)許可申請書	市民	環境 政策 部 室	平成25年9月20日	部分開示	第1号	平成25年9月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
281	平成25年9月18日	社会福祉法人〇〇〇〇の平成24年度事業活動収支 計算書及び貸借対照表	市民	健康 福祉 指導 監査 部 室	平成25年9月20日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
282	平成25年9月18日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議5月30日開 催分謝礼金に係る支出命令書	市民	教育 委員会 給食 部 室	平成25年9月25日	部分開示	第1号	平成25年9月27日	写し等の 交付	-	
283	平成25年9月18日	・(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議の委員就 任関係文書 ・(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 設計施工者選定に関する意見聴取会議委員の承 諾書等文書	市民	教育 委員会 給食 部 室	平成25年9月25日	部分開示	第1号	平成25年9月27日	写し等の 交付	-	
284	平成25年9月19日	学校給食センター費の報償費に関する予算要求書	市民	教育 委員会 給食 部 室	平成25年9月25日	全部開示	-	平成25年9月27日	写し等の 交付	-	
285	平成25年9月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	産 活 用 部 課	平成25年9月25日	部分開示	第2号	平成25年9月26日	写し等の 交付	-	
286	平成25年9月26日	豊中市立たばな園設計図書のうち配置図、擁壁 断面図、展開図、求積図	任意申出者	健康 福祉 センター 部 課	平成25年10月10日	部分開示	第1号	平成25年10月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
287	平成25年9月26日	(仮称)豊中市新学校給食センター施設整備事業 の工事車両入出管理簿	市民	産 活 用 部 課	平成25年10月10日	不開示 (文書不存)	-	-	-	-	
288	平成25年9月26日	目録流用書	市民	教育 委員会 給食 部 室	平成25年10月10日	全部開示	-	平成25年10月15日	写し等の 交付	-	
289	平成25年9月27日	支出負担行為決議書「平成24・25年度伸嶋刀根山 線(旭ヶ丘橋)整備工事」のうち設計書の内訳書ま で(変更・金入り)	任意申出者	都 市 基 盤 セ ン タ ー 設 計 部 課	平成25年9月27日	全部開示	-	平成25年10月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
290	平成25年9月27日	共同住宅等にかかる料金算定適用申込書(3戸以 内)資料一切(内部図面含む)	市民	上 経 お 客 様 セ ン タ ー 部 課	平成25年10月10日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
291	平成25年9月27日	給水装置工事台帳	市民	上総お給排水センター 下水道営業課	平成25年10月10日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
292	平成25年9月28日	家電等の持込に対する対応及びび小型家電リサイクル法への考え方について	任意申出者	環境七ヶ塔推進部一課	平成25年9月30日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
293	平成25年9月30日	開発行為等事前相談返答書(豊都開発〇〇〇号)	市民	都市計画七ヶ塔推進部一課	平成25年10月7日	全部開示	-	平成25年10月10日	写し等の交付	-	
294	平成25年9月30日	公共用地境界確定書	事業者(団体)	資産地活用部一課	平成25年10月3日	部分開示	第2号	平成25年10月4日	写し等の交付	-	
295	平成25年10月1日	社会福祉施設及び社会福祉法人に対して実施した「特別監査」の内容や指摘の出身、法人等の改善状況等がわかる文書のうち平成23年度、平成24年度及び平成25年4月1日から同9月28日までに実施された特別監査の分	任意申出者	健康福祉指導部一課	平成25年10月1日	取下げ	-	-	-	-	
296	平成25年10月1日	開発行為変更許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	都市計画七ヶ塔推進部一課	平成25年10月8日	部分開示	第1号、第2号	平成25年10月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
297	平成25年10月1日	特定工場等設置許可通知書(案)(設置許可番号 〇〇〇)	市民	環境政策部一課	平成25年10月7日	部分開示	第1号	平成25年10月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
298	平成25年10月1日	特定工場等の設置の許可申請に対する処分の審査基準・標準処理期間	市民	環境政策部一課	平成25年10月7日	全部開示	-	平成25年10月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
299	平成25年10月1日	「平成23年度公共下水道事業豊中排水区(立花町1丁目地内)管渠改良工事」に係る金入り設計書	任意申出者	下水道技術センター 下水道管理課	平成25年10月11日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
300	平成25年10月1日	「平成23年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里南町1丁目地内)管渠更生工事」に係る金入り設計書	任意申出者	下水道技術センター 下水道管理課	平成25年10月11日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
301	平成25年10月1日	「平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(新千里南町2丁目地内)管渠更生工事」に係る金入り設計書	任意申出者	下水道技術センター 下水道管理課	平成25年10月11日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
302	平成25年10月1日	「平成24年度公共施設整備工事(その3)」に係る 金入りの設計書	任意申出者	上 局 技 道 道 下 水 道 管 理 課	平成25年10月11日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
303	平成25年10月1日	「平成24年度下水道管渠修繕工事(その3)」に係る金 入りの設計書	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月11日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
304	平成25年10月1日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事 業長興寺北排水区(栗ヶ丘町地内)管渠改良工 事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細 書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月15日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
305	平成25年10月1日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事 業原田排水区(曽根西町1丁目地内)管渠築造工 事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細 書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月15日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
306	平成25年10月1日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事 業原田排水区(1工区)管渠築造工事」のうち設計 書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月15日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
307 ・ 308	平成25年10月2日	特定工場等設置(変更)許可申請書 遅延理由書	市民	環 境 策 部 室	平成25年10月9日	部分開示	第2号	平成25年10月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
309 ～ 311	平成25年10月2日	〇〇〇交通事故報告書	市民	環 境 策 部 一 課	平成25年10月9日	部分開示	第1号、第2号	平成25年10月15日	写し等の 交付	-	
312	平成25年10月3日	平成24年度豊中排水区下水管渠修繕工事(金入 設計書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月11日	全部開示	-	平成25年10月16日	写し等の 交付	-	
313	平成25年10月3日	平成24年度公共下水道事業天竺川排水区(新千 里南町2丁目地内)管渠更生工事(金入設計書、 内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月11日	全部開示	-	平成25年10月16日	写し等の 交付	-	
314	平成25年10月3日	平成24年度公共下水道事業人孔蓋取替工事(そ の2)(金入設計書、内訳書、明細書、代価表)	任意申出者	上 局 技 道 道 管 理 課	平成25年10月11日	全部開示	-	平成25年10月16日	写し等の 交付	-	
315	平成25年10月3日	特定工場等設置(変更)許可申請書	市民	環 境 策 部 室	平成25年10月10日	部分開示	第1号	平成25年10月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
316	平成25年10月3日	特定工場等設置許可通知書(案)	市民	環 境 策 部 室	平成25年10月10日	部分開示	第1号	平成25年10月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
317	平成25年10月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 活用	平成25年10月17日	部分開示	第1号、第2号	平成25年10月22日	写し等の 交付	-	
318	平成25年10月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用	平成25年10月17日	部分開示	第1号	平成25年10月22日	写し等の 交付	-	
319	平成25年10月9日	刀根山線外1路線舗装工事 金入設計書	事業者 (団体)	都道 道路 盤夕 盤夕 維持	平成25年10月21日	全部開示	-	平成25年10月23日	写し等の 交付	-	
320	平成25年10月9日	野田小曾根外1路線舗装工事 金入設計書	事業者 (団体)	都道 道路 盤夕 盤夕 維持	平成25年10月21日	全部開示	-	平成25年10月23日	写し等の 交付	-	
321	平成25年10月9日	豊南町東第3号線外5路線舗修工事 金入設計書	事業者 (団体)	都道 道路 盤夕 盤夕 維持	平成25年10月21日	全部開示	-	平成25年10月23日	写し等の 交付	-	
322	平成25年10月10日	市営住宅等の管理運営に関する仕様書	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	全部開示	-	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
323	平成25年10月10日	平成23年度市営住宅等の管理運営に関する年度 協定書(控)	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	全部開示	-	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
324	平成25年10月10日	平成23年度蔵出庫(23年4月～24年5月)	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	全部開示	-	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
325	平成25年10月10日	平成24年度市営住宅等の管理運営に関する年度 協定書(控)	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	部分開示	第2号	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
326	平成25年10月10日	平成25年度市営住宅等の管理運営に関する年度 協定書(控)	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	部分開示	第2号	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
327	平成25年10月10日	開示請求に関する住宅協会からの情報提供につい て(H25-豊都総第〇〇〇号)	市民	都ま ちづ く り 推 進 総 務 部 室	平成25年10月24日	全部開示	-	平成25年10月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
328	平成25年10月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 活用	平成25年10月17日	部分開示	第2号	平成25年10月23日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
329	平成25年10月16日	特定施設使用届出書の受理について(平成元年度○○○)	任意申出者	上下水道技術センター 下水道技術管理課	平成25年10月25日	部分開示	第2号	平成25年10月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
330	平成25年10月16日	特定施設使用届出書の受理及び大阪府への通知 について(平成25年度○○○)	任意申出者	上下水道技術センター 下水道技術管理課	平成25年10月25日	部分開示	第2号	平成25年10月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
331	平成25年10月16日	特定施設使用届出書の受理及び大阪府への 通知について(平成25年度○○○)	任意申出者	上下水道技術センター 下水道技術管理課	平成25年10月25日	全部開示	-	平成25年10月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
332	平成25年10月16日	特定施設使用届出書	任意申出者	環境政策部	平成25年10月25日	部分開示	第2号	平成25年10月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
333	平成25年10月17日	建築(建設)承認申請書(承認番号○○○)	市民	都市計画推進センター 都市調整発審課	平成25年10月28日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
334	平成25年10月18日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資土活用部	平成25年10月24日	部分開示	第2号	平成25年10月29日	写し等の 交付	-	
335	平成25年10月21日	確認申請図書(阪建第○○○号・構造関連のもの)	市民	都市計画推進センター 都市調整発審課	平成25年10月29日	部分開示	第1号	平成25年10月31日	写し等の 交付	-	
336	平成25年10月25日	〔(仮称)豊中市文化芸術センター建設工事に伴う家 屋事前調査委託〕委託費内訳書(変更後)	市民	資産整備部	平成25年11月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
337	平成25年10月25日	支出負担行為決議書「野田中央公園(仮称)基盤整 備工事」のうち金入り設計書	市民	公園推境み進部	平成25年11月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
338	平成25年10月25日	支出負担行為決議書「上野西4丁目公園面震性貯 水槽設置工事」のうち金入り設計書	市民	公園推境み進部	平成25年11月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
339	平成25年10月25日	平成24年度 豊中市道路工事的基礎単価及び単 価採用における各見積りの見積り金額	市民	都道道路建設部	平成25年11月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
340	平成25年10月25日	平成24年度 境界線復元測量委託(道路建設課) の金額入り設計図書(内訳書、代価表、単価表)	市民	都道道路建設部	平成25年11月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
341	平成25年10月25日	平成24年度 小曽根歩道橋改修工事の金額入り設計図書(内訳書、代価表、単価表)	市民	都道 下 水道 技術 管理 課	平成25年11月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
342	平成25年10月25日	平成24年度 神崎刀根山線(服部跨道橋)改修工事の金額入り設計図書(内訳書、代価表、単価表)	市民	都道 下 水道 技術 建設 課	平成25年11月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
343	平成25年10月25日	基礎単価一覧表(平成25年1月分) 平成24年度 見積り比較表	市民	上技 水道 技術 建設 課	平成25年11月7日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
344	平成25年10月25日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」の内訳設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上技 下 水道 技術 建設 課	平成25年11月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
345	平成25年10月25日	「平成24年度公共下水道事業人孔蓋取替工事(その1)」(金入設計書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上技 下 水道 技術 管理 課	平成25年11月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
346	平成25年10月25日	「平成24年度公共林政良整備工事(その1)」(金入設計書、内訳書、明細書、代価表)	市民	上技 下 水道 技術 管理 課	平成25年11月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
347	平成25年10月28日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立杭築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)及び特記仕様書、一般仕様書、現場説明書	任意申出者	上技 下 水道 技術 建設 課	平成25年11月8日	全部開示	-	平成25年11月12日	写し等の 交付	-	
348	平成25年10月28日	支出負担行為決議書「平成23年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)及び特記仕様書、現場説明書	任意申出者	上技 下 水道 技術 建設 課	平成25年11月8日	全部開示	-	平成25年11月12日	写し等の 交付	-	
349	平成25年10月30日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成25年11月7日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月18日	写し等の 交付	-	
350 ～ 352	平成25年11月1日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 課	平成25年11月8日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月15日	写し等の 交付	-	
353	平成25年11月5日	誓約書の受理について	市民	都道 下 水道 技術 建設 課	平成25年11月6日	部分開示	第1号	平成25年11月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
354	平成25年11月5日	2011年度「豊中市市民意識調査」のうち「自由意見」にかかわれたものをまとめた資料	在勤者	政企 策画 企調 画整 部室	平成25年11月7日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
355	平成25年11月7日	有害物質使用特定事業場一覧(市全体)	任意申出者	環 境 策 部室	平成25年11月13日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
356	平成25年11月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 活 活 産 地 用 用 部課	平成25年11月13日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月14日	写し等の 交付	-	
357	平成25年11月7日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 活 活 産 地 用 用 部課	平成25年11月13日	部分開示	第2号	平成25年11月19日	写し等の 交付	-	
358	平成25年11月7日	市道穂積江江線庄内西町5～豊中南消防署西道路平面図 1/1000～1/8000縮尺のもの	任意申出者	都 道 道 路 盤 夕 セ ノ 建 設 部一課	平成25年11月11日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
359	平成25年11月8日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 活 活 産 地 用 用 部課	平成25年11月13日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月15日	写し等の 交付	-	
360 ・ 361	平成25年11月11日	公共用地境界確定書	市民	資 土 活 活 産 地 用 用 部課	平成25年11月13日	部分開示	第1号、第2号	平成25年11月18日	写し等の 交付	-	
362	平成25年11月11日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資 土 活 活 産 地 用 用 部課	平成25年11月13日	部分開示	第2号	平成25年11月18日	写し等の 交付	-	
363	平成25年11月11日	環境配慮変更協議申出書のうち、雨水排水・再利用図	市民	環 境 策 部室	平成25年11月12日	全部開示	-	平成25年11月18日	写し等の 交付	-	
364	平成25年11月15日	車両リースの指名競争入札について(平成20年豊水総第○○○号)	市民	上 経 総 道 道 水 営 務 局 部課	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	開覧及び 写し等の 交付	-	
365 ・ 366	平成25年11月15日	車両貸借に伴う指名競争入札について(平成21・23年豊水総第○○○号)	市民	上 経 総 道 道 水 営 務 局 部課	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	開覧及び 写し等の 交付	-	
367 ・ 368	平成25年11月15日	車両貸借に伴う見積書の徴集について(平成21・24年豊水総第○○○号)	市民	上 経 総 道 道 水 営 務 局 部課	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	開覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
369 ～ 373	平成25年11月15日	車両賃貸に伴う指名競争入札及び見積書の撤回について(平成22～24年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
374 ～ 379	平成25年11月15日	軽自動車の賃貸借契約の締結について(平成20～23年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
380 ・ 381	平成25年11月15日	普通自動車ワゴンの賃貸借契約の締結について(平成21・22年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
382	平成25年11月15日	普通自動車小型トラックの賃貸借契約の締結について(平成21年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
383	平成25年11月15日	普通自動車小型トラックの賃貸借契約の締結について(平成22年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
384 ・ 385	平成25年11月15日	軽トラックの賃貸借契約の締結について(平成22・23年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
386	平成25年11月15日	軽ダンプの賃貸借契約の締結について(平成23年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
387	平成25年11月15日	小型トラック賃貸借契約の締結について(平成23年豊水総第〇〇〇号)	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	部分開示	第1号、第4号イ	平成25年12月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
388	平成25年11月15日	豊中市上下水道局の使用している車両の色を決定している公文書、過去10年間	市民	上総 下 水道 営務	平成25年11月29日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
389	平成25年11月15日	豊中市内危険物施設一覧(一般取扱書、給油取扱所、地下タンク貯蔵所)	任意申出者	消 防 本 部 課	平成25年11月27日	全部開示	-	平成25年12月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
390	平成25年11月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 産 地 活 用 部 課	平成25年11月25日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	
391	平成25年11月20日	平成25年度 連合会長 自治会長名簿	任意申出者	市 民 コ ミュ ニ ティ 協 働 策 室	平成25年11月20日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
392	平成25年11月21日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 活用 課	平成25年11月28日	全部開示	-	平成25年12月3日	写し等の 交付	-	
393	平成25年11月22日	事業団(大阪府下水道局)の高度処理水の備蓄水 の購入計画の資料一切	市民	危 機 管 理 室	平成25年11月22日	取下げ	-	-	-	-	
394	平成25年11月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活用 活用 課	平成25年11月28日	部分開示	第1号	平成25年12月5日	写し等の 交付	-	
395	平成25年11月25日	「豊中市立豊島西小学校防球ネット設置工事」工事 費内訳書	任意申出者	資 産 設 備 課	平成25年12月3日	全部開示	-	平成25年12月6日	写し等の 交付	-	
396	平成25年11月25日	平成24年度 千里川右岸1号線外防護柵設置工事 金入りの設計書	任意申出者	都 道 道 路 セ ン タ ー 維 持 課	平成25年12月4日	全部開示	-	平成25年12月6日	写し等の 交付	-	
397	平成25年11月25日	平成24年度 新千里西町歩第21号線外安全施設 整備工事 金入りの設計書	任意申出者	都 道 道 路 セ ン タ ー 維 持 課	平成25年12月4日	全部開示	-	平成25年12月6日	写し等の 交付	-	
398	平成25年11月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 産 地 活 活 用 課	平成25年12月5日	部分開示	第2号	平成25年12月11日	写し等の 交付	-	
399	平成25年11月28日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)及び 協議内容確認書(豊中市指令都開第〇〇〇号)	任意申出者	都 土 調 査 課 推 進 利 益 推 進 課	平成25年12月10日	部分開示	第1号、第2号	平成25年12月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
400	平成25年12月3日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 産 地 活 活 用 課	平成25年12月5日	全部開示	-	平成25年12月9日	写し等の 交付	-	
401	平成25年12月4日	豊中市上新田土地区画整理組合 第22回総会議 事録	事業者 (団体)	都 市 計 画 推 進 課 推 進 備 課	平成25年12月9日	部分開示	第1号、第2号	平成25年12月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
402 ・ 403	平成25年12月6日	公共用地境界確定書	在勤者	資 産 地 活 活 用 課	平成25年12月12日	全部開示	-	平成25年12月19日	写し等の 交付	-	
404	平成25年12月9日	路外駐車場設置(変更)届出書及び路外駐車場管 理規程届について	市民	都 土 基 盤 務 課	平成25年12月11日	部分開示	第2号	平成25年12月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
405	平成25年12月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 課	平成25年12月16日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
406	平成25年12月12日	軽自動車及びマイクロバス車両リースの指名競争 入札について(平成17年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
407 ～ 412	平成25年12月12日	車両リースの指名競争入札について(平成18～23 年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
413 ・ 414	平成25年12月12日	軽貨物車の月額賃貸借料入札等実施同(平成24・ 25年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
415	平成25年12月12日	軽乗用車の月額賃貸借料入札等実施同(平成24 年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
416 ～ 420	平成25年12月12日	軽自動車の賃貸借契約の締結について(平成17～ 21年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
421 ・ 422	平成25年12月12日	軽貨物車の賃貸借契約の締結について(平成22・ 23年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
423	平成25年12月12日	軽乗用車の賃貸借契約の締結について(平成23年 度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
424 ・ 425	平成25年12月12日	軽貨物車の月額賃貸借料契約決議書(平成24・25 年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
426	平成25年12月12日	軽乗用車の月額賃貸借料契約決議書(平成24年 度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
427 ～ 433	平成25年12月12日	賃貸借契約書(平成17～22・25年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
434 ・ 435	平成25年12月12日	賃貸借契約書(軽貨物車、平成23・24年度)	市民	資 土 産 設 活 活 用 推 進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
436 ・ 437	平成25年12月12日	賃貸借契約書(軽乗用車、平成23-24年度)	市民	資産 施設 活用 推進 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
438	平成25年12月12日	開示請求に関する住宅協会からの情報提供について(H25-豊都総第〇〇〇号)	市民	都市計 画 推進 総務 部 室	平成25年12月24日	全部開示	-	平成26年1月9日	閲覧	-	
439 ・ 440	平成25年12月12日	開示請求に関する指定管理者からの情報提供について(H25-豊都総第〇〇〇号)	市民	都市計 画 推進 総務 部 室	平成25年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月9日	閲覧	-	
441	平成25年12月19日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成25年12月25日	部分開示	第2号	平成25年12月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
442	平成25年12月24日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産 地 活用 部 課	平成25年12月27日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
443	平成25年12月24日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産 地 活用 部 課	平成25年12月27日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
444	平成26年1月7日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資産 地 活用 部 課	平成26年1月15日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月16日	写し等の 交付	-	
445	平成26年1月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成26年1月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月22日	写し等の 交付	-	
446	平成26年1月9日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成26年1月16日	部分開示	第2号	平成26年1月22日	写し等の 交付	-	
447 ・ 448	平成26年1月14日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成26年1月16日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月22日	写し等の 交付	-	
449	平成26年1月16日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成26年1月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	
450	平成26年1月20日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産 地 活用 部 課	平成26年1月24日	部分開示	第2号	未実施	-	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
451 ・ 452	平成26年1月23日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年1月28日	部分開示	第1号、第2号	平成26年1月31日	写し等の 交付	-	
453 ・ 454	平成26年1月23日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部課	平成26年1月28日	部分開示	第2号	平成26年1月31日	写し等の 交付	-	
455	平成26年1月23日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業原田中央幹線(その1)管渠築造工事」の内設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代面表)	任意申出者	上技 下道 水道 建設 局 部 課	平成26年2月6日	全部開示	-	平成26年2月10日	写し等の 交付	-	
456	平成26年1月23日	支出負担行為決議書「平成11年度公共下水道事業種福庄内幹線管渠築造工事(本工事費内訳書、内訳書、単価表)」	任意申出者	上技 下道 水道 建設 局 部 課	平成26年2月6日	全部開示	-	平成26年2月10日	写し等の 交付	-	
457	平成26年1月23日	支出負担行為決議書「平成11年度公共下水道事業豊中幹線管渠築造工事(その2)」の内設計書(本工事費内訳書、内訳書、単価表)」	任意申出者	上技 下道 水道 建設 局 部 課	平成26年2月6日	全部開示	-	平成26年2月10日	写し等の 交付	-	
458	平成26年1月27日	豊中市上新田土地区画整理組合 第23回総会議事録	事業者 (団体)	都市 計地 画推 進備 部 課	平成26年1月30日	部分開示	第1号、第2号	平成26年2月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
459	平成26年1月29日	豊中市全域における防火対象物の最新のデータで下記の項目を含む一覧表 対象物名称、棟名称、所在地番、主用途(項分類)、棟用途、地上階数、建物高さ、建築面積、延べ面積、建築年月日、消防同意年月日、工事完了予定年月日、使用開始年月日、構造	任意申出者	消予 防本 部 課	平成26年2月7日	取下げ	-	-	-	-	
460	平成26年2月4日	公共用地境界確定書	任意申出者	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年2月7日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	
461	平成26年2月5日	豊中市南松塚小学校の昭和48年度～平成25年度のクラス担任一覧表(名簿)	任意申出者	教育 委員 会 教 員 室	平成26年2月6日	取下げ	-	-	-	-	
462	平成26年2月6日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年2月14日	全部開示	-	平成26年2月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
463	平成26年2月6日	公共用地境界確定書	市民	資土 産地 活活 用用 部 課	平成26年2月14日	部分開示	第2号	平成26年2月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
464	平成26年2月10日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月20日	部分開示	第1号、第2号	平成26年2月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
465	平成26年2月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月21日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
466	平成26年2月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年2月27日	写し等の 交付	-	
467	平成26年2月13日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年2月26日	写し等の 交付	-	
468	平成26年2月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月25日	全部開示	-	平成26年3月5日	写し等の 交付	-	
469	平成26年2月20日	公共用地境界確定書	事業者 (団体)	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年2月24日	部分開示	第1号、第2号	平成26年2月25日	写し等の 交付	-	
470	平成26年2月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年3月3日	部分開示	第1号、第2号	平成26年3月6日	写し等の 交付	-	
471	平成26年2月27日	社会福祉法人〇〇〇の平成24年度資金収支計算 書(内訳表含む)財産目録	任意申出者	健 福 社 指 導 監 査 部 室	平成26年2月28日	部分開示	第1号、第2号	平成26年3月24日	写し等の 交付	-	
472	平成26年2月28日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年3月4日	全部開示	-	平成26年3月7日	写し等の 交付	-	
473	平成26年3月10日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年3月12日	部分開示	第1号、第2号	平成26年3月14日	写し等の 交付	-	
474	平成26年3月12日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年3月17日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
475	平成26年3月17日	公共用地境界確定書	任意申出者	資 土 産 地 活 活 用 用	平成26年3月19日	部分開示	第1号、第2号	平成26年3月20日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
476	平成26年3月18日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年3月25日	部分開示	第2号	平成26年3月27日	写し等の交付	-	
477	平成26年3月18日	土地価格等統覧帳簿、家屋価格等統覧帳簿	任意申出者	財務 税務	平成26年3月31日	不開示	第1号、第7号	-	-	-	
478	平成26年3月19日	第1区ごみ収集運搬業務設計書(変更分)	市民	環境 業務	平成26年3月28日	部分開示	第4号	平成26年4月4日	閲覧	-	
479	平成26年3月19日	平成26年度からの家庭ゴミ収集に関する1～5区の業務委託に関する入札結果(応札した業者名及びその応札金額、落札した業者名及び落札した金額も含む)	市民	環境 業務	平成26年3月25日	取下げ	-	-	-	-	
480～484	平成26年3月19日	平成26年度豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書及び第4・5・12～14区ごみ収集運搬業務委託特記仕様書	市民	環境 業務	平成26年3月28日	全部開示	-	平成26年4月4日	写し等の交付	-	
485	平成26年3月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年3月27日	全部開示	-	平成26年3月31日	写し等の交付	-	
486	平成26年3月25日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年3月27日	部分開示	第1号、第2号	平成26年3月31日	写し等の交付	-	
487	平成26年3月26日	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおける平成23、24年度の収支報告書	任意申出者	人権 文化政策	平成26年3月27日	取下げ	-	-	-	-	
488	平成26年3月26日	平成22年とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ指定管理者募集にかかる提案書類事業計画書	任意申出者	人権 文化政策	平成26年4月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	
489	平成26年3月27日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	任意申出者	都市 計画	平成26年4月8日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
490	平成26年3月27日	公共用地境界確定書	任意申出者	資産地 活用	平成26年3月28日	取下げ	-	-	-	-	
491	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道記水管敷設工事(No.25南桜塚3丁目)」のつち設計書	事業者(団体)	上水道 技術	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
492	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.12管根東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道技術建設課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
493	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.24長興寺北3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道技術建設課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
494	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.14服部南町4丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道技術建設課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
495	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中市水道配水管敷設工事(No.29新千里東町3丁目)」のうち設計書	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道技術建設課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
496	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業庄内排水区(庄内幸町5丁目地内)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道管理課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
497	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度豊中排水区下水道管渠修繕工事(その2)」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道管理課	平成26年3月31日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
498	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度公共下水道事業庄内排水区(三和町1丁目地内)管渠築造工事」のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書、代価表)	事業者 (団体)	上水道技術建設局 下水道技術建設部 下水道管理課	平成26年4月8日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
499	平成26年3月27日	「平成24年度神崎刀根山線整備工事」金入り設計図書	事業者 (団体)	都市基盤維持部 道路維持課	平成26年4月9日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	
500	平成26年3月27日	支出負担行為決議書「平成24年度北桜塚大塚公園線歩道改良工事」のうち設計書	事業者 (団体)	都市基盤維持部 道路維持課	平成26年3月31日	全部開示	-	平成26年4月11日	写し等の 交付	-	

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		24年度まで	25年度	合 計
請 求 件 数		906 件	108 件	1,014 件
請 求 者 数		709 人	59 人	768 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	628 件	57 件	685 件
	一部承諾 (部分開示)	147 件	27 件	174 件
	全部拒否 (不開示)	57 件	3 件	60 件
	全部拒否 (文書不存在)	35 件	8 件	43 件
	取下げ	38 件	12 件	50 件
	却 下	1 件	1 件	2 件
不服申立て件数		45 件	3 件	48 件

- 平成25年度は、108件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が105件、削除等請求が3件でした。

開示請求のうち、診療報酬に関する文書が42件、住民票・戸籍・印鑑登録に関する文書が28件ありました。

制度化以来では延べ768人から1,014件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求971件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求21件、訂正請求1件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録（カルテ）（担当：医療安全管理室）」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成25年度は64件の請求があり、全部開示59件、文書不存在による不開示5件でした。

平成18年度からの合計は305件で、全部開示298件、文書不存在による不開示7件です。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	24年度まで（※）	25年度	合 計
請 求 件 数	866	105	971
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	203	35	238

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	96	20	116
法人等情報	17	1	18
審議検討等情報	10	3	13
事務事業情報	28	9	37
任意提供情報	5	0	5
公共安全等情報	1	0	1
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	23	8	31

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成25年度は延べ56人から105件の請求があり、その処理状況は、全部開示57件、部分開示27件、文書不存在8件、取下げ12件、却下1件でした。

制度化以来の通算では、971件（取下げ47件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは238件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報116件、事務事業情報37件、法人等情報18件、審議検討等情報13件、任意提供情報5件、公共安全等情報1件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請求件数	小計
1	市 長	総 務 部	人材育成センター 職員課	2	98
			情 報 公 開 課	1	
		環 境 部	環 境 政 策 室	2	
		財 務 部	税 務 セ ン タ ー 税 務 企 画 課	2	
		市 民 協 働 部	市民窓口センター 市民課	10	
			市民窓口センター 庄内出張所	16	
			市民窓口センター 新千里出張所	2	
		健 康 福 祉 部	地 域 福 祉 室	1	
			福 祉 事 務 所	34	
			いきいきセンター 障害福祉課	2	
			いきいきセンター 高齢施策課	3	
			いきいきセンター 高齢者支援課	8	
			保険窓口センター 保険給付課	9	
			保 健 所 保 健 予 防 課	1	
都 市 計 画 推 進 部	土地利用調整センター 建築審査課	1			
都 市 基 盤 部	道 路 セ ン タ ー 道 路 管 理 課	4			
2	消 防 長	消 防 本 部	南 消 防 署 予 防 広 報 課	1	2
			南 消 防 署 第 2 警 備 課	1	
3	教 育 委 員 会	教 育 委 員 会 事 務 局	教 職 員 室	8	8
3 実施機関		9 部局	19 課	108	108

○ 平成25年度は、3実施機関9部局に対して108件の請求があり、その内訳は、健康福祉部58件、市民協働部28件、教育委員会事務局8件、都市基盤部4件、総務部3件、環境部、財務部、消防本部各2件、都市計画推進部が1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して1,014件の請求があり、市長858件、教育委員会101件、消防長が25件、上下水道事業管理者が20件、監査委員10件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
閲 覧 の み	23	2	25
閲覧と写し等の交付	503	37	540
写し等の交付のみ	232（54）	43（4）	275（58）
聴取又は視聴	0	0	0
未 実 施	16	2	18
合 計	774（54）	84（4）	858（58）

*（ ）内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成25年度は、閲覧のみが2件、閲覧と写し等の交付が37件、写し等の交付のみが43件、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが2件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが25件（2.9%）、閲覧と写し等の交付が540件（62.9%）、写し等の交付のみが275件（32.1%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが18件（2.1%）となっています。

(5) 自己情報開示等請求
① 自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

番号	請求日	個人情報開示の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成25年4月2日	法律上認められる個人情報の全部の開示	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成25年5月2日	却下		-	-	-	平成25年4月8日補正通知書を送付
2	平成25年4月24日	障害程度区分認定に係る調査票等及び市町村審査会資料	開示請求	本人	健康福祉センター いきいき福祉社	平成25年5月8日	全部開示	-	平成25年5月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
3	平成25年4月30日	平成24年8月22日に出された豊中市中樫塚二丁目〇〇番地先 豊中市道中樫塚60号線の道路使用許可書の全部	開示請求	本人	都市基盤センター 道路管理課	平成25年5月14日	部分開示	第2号	平成25年5月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
4	平成25年5月10日	住民票の写し等職務上請求書(平成24年4月17日分)	開示請求	本人	市民協働センター 市民窓口課	平成25年5月23日	全部開示	-	平成25年6月5日	閲覧	-	
5	平成25年5月15日	市・府民税課税証明書交付請求書及び委任状(平成22年4月1日～平成25年4月30日)	開示請求	本人	財務課 センター企画課	平成25年5月15日	取下げ	-	-	-	-	
6	平成25年5月15日	市・府民税課税証明書交付請求書及び委任状(平成22年4月1日～平成25年4月30日)	開示請求	本人	財務課 センター企画課	平成25年5月15日	取下げ	-	-	-	-	
7	平成25年5月22日	平成25年度市町村立学校教職員にかかる再任用教職員予定者等一覧の提出についてのうち採用予定者(新規)の本人該当部分	開示請求	本人	教育委員会事務局 教職課	平成25年6月5日	部分開示	第2号、第5号エ	平成25年6月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	平成25年5月22日	分限懲戒等審査会の会議録	開示請求	本人	教育委員会事務局 教職課	平成25年6月5日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
9	平成25年5月22日	府費負担教職員の懲戒処分の実行について(職員懲戒等について(意見)、処分説明書、辞令、辞令原簿)	開示請求	本人	教育委員会事務局 教職課	平成25年6月5日	部分開示	第4号、第5号エ	平成25年6月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
10	平成25年5月22日	平成24年度(2012年度)豊中市教育委員会職員分限懲戒等審査会の開催について(通知)	開示請求	本人	教育委員会事務局 教職課	平成25年6月5日	部分開示	第4号、第5号エ	平成25年6月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
11	平成25年5月22日	府費負担教職員の懲戒処分について	開示請求	本人	教育委員会事務局 教職課	平成25年6月5日	部分開示	第2号、第4号、第5号エ	平成25年6月13日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成25年5月31日	公書苦情相談受付・調査報告書(受付番号○○○)	開示請求	本人	環境政策部	平成25年6月5日	部分開示	第2号	平成25年6月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
13	平成25年5月31日	要介護認定申請に係る二次判定の要介護度及び有効期間	開示請求	相続人等	健康福祉センター支援課	平成25年6月4日	部分開示	第5号	平成25年6月7日	写し等の交付	-	
14	平成25年5月31日	要介護認定申請に係る認定調査の特記事項、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉センター支援課	平成25年6月4日	全部開示	-	平成25年6月7日	写し等の交付	-	
15	平成25年6月5日	住民票の写し等交付請求書(平成25年5月27日分)	開示請求	本人	市民協働センター課	平成25年6月11日	全部開示	-	平成25年7月4日	閲覧及び写し等の交付	-	
16	平成25年6月7日	要介護認定申請に係る二次判定の要介護度及び有効期間	開示請求	相続人等	健康福祉センター支援課	平成25年6月11日	部分開示	第5号	平成25年6月14日	写し等の交付	-	
17	平成25年6月7日	要介護認定申請に係る認定調査の特記事項、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉センター支援課	平成25年6月11日	全部開示	-	平成25年6月14日	写し等の交付	-	
18	平成25年6月7日	公書苦情相談受付・調査報告書(受付番号○○○)	開示請求	本人	環境政策部	平成25年6月14日	全部開示	-	平成25年6月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
19	平成25年6月10日	診療報酬明細書(平成24年10月分○○○病院)	開示請求	本人	健康福祉センター課	平成25年6月12日	全部開示	-	平成25年6月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
20	平成25年6月21日	要介護・要支援認定申請に係る二次判定の要介護度及び有効期間	開示請求	相続人等	健康福祉センター支援課	平成25年6月26日	部分開示	第5号	平成25年7月2日	写し等の交付	-	
21	平成25年6月24日	診療報酬明細書(平成23年9月～平成25年3月分○○○クリニック)	開示請求	本人	健康福祉センター課	平成25年6月26日	全部開示	-	平成25年7月1日	写し等の交付	-	
22	平成25年6月25日	要介護・要支援認定申請に係る認定調査の結果、特記事項、主治医意見書	開示請求	法定代理人	健康福祉センター支援課	平成25年6月28日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
23	平成25年8月14日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働センター課	平成25年8月15日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成25年8月22日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年8月23日	全部開示	-	未実施	-	-	
25	平成25年8月26日	救急報告書	開示請求	本人	消防本部 消防署二課 消防本部一課	平成25年9月9日	全部開示	-	平成25年9月10日	写し等の交付	-	
26	平成25年8月29日	印鑑登録申込書	開示請求	法定代理人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月10日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
27	平成25年8月29日	印鑑登録廃止届	開示請求	法定代理人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月10日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
28	平成25年8月29日	印鑑登録申込書	開示請求	法定代理人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月10日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
29・30	平成25年8月29日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	法定代理人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月10日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
31	平成25年9月2日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月5日	部分開示	第2号	平成25年9月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
32	平成25年9月3日	診療報酬明細書(平成22年7月～平成25年6月分 〇〇〇/フリック)	開示請求	本人	健康福祉部 健康福祉センター 健康福祉部一課	平成25年9月9日	全部開示	-	平成25年9月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
33	平成25年9月9日	民生委員に関する面談の記録及び経過書類一式 (平成24年12月18日)	開示請求	本人	健康福祉部 健康福祉センター 健康福祉部一課	平成25年9月20日	全部開示	-	平成25年9月26日	写し等の交付	-	
34	平成25年9月9日	救急報告書	開示請求	本人	消防本部 消防署二課 消防本部一課	平成25年9月19日	全部開示	-	平成25年9月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
35	平成25年9月12日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月24日	全部開示	-	平成25年9月26日	写し等の交付	-	
36	平成25年9月17日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	市民協働部 市民窓口センター 市民協働部一課	平成25年9月25日	部分開示	第2号	平成25年9月27日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
37	平成25年9月27日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年9月30日	部分開示	第2号	平成25年9月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
38	平成25年9月27日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年9月30日	部分開示	第2号	平成25年9月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
39 ～ 41	平成25年9月27日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年10月2日	部分開示	第2号	平成25年10月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
42	平成25年10月4日	事故報告書	開示請求	相続人等	健康福祉センター いきいき高齢者施設	平成25年10月9日	全部開示	-	平成25年10月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	平成25年10月15日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	相続人等	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年10月22日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
44	平成25年10月15日	戸籍関係証明書交付請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年10月22日	部分開示	第2号	平成25年10月23日	閲覧及び写し等の交付	-	
45	平成25年10月16日	要養育支援者対応結果票 母子相談記録票	開示請求	本人、法定代理人	健康福祉センター出張所 健康予防課	平成25年10月23日	全部開示	-	平成25年10月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
46	平成25年10月24日	介護施設並びにケアマネージャーの連絡先	開示請求	相続人等	健康福祉センター出張所 高齢者支援課	平成25年10月31日	取下げ	-	-	-	-	
47	平成25年11月18日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年11月27日	部分開示	第2号	平成25年12月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
48	平成25年11月19日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民協働センター出張所 市民窓口出張所	平成25年11月27日	全部開示	-	平成25年12月4日	閲覧	-	
49	平成25年11月19日	市道路線の認定等に係る市議会への提案について 市道路線の變更に関する告示について 市道路線の区域決定に関する告示について 市道路線の供用開始に関する告示について (全て平成24年度)	開示請求	本人	都市基盤センター出張所 道路管理課	平成25年11月28日	全部開示	-	平成25年11月29日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
50	平成25年11月19日	豊中市道中校線第60号線の一部区域を平成24年に路線認定取消をした。これに関して作成された行政文書の一部。特に、市議会への提案手続、取消された路線の具体的な場所、同幅員、同面積、その他一切の書面。	開示請求	本人	都道 市基盤 郡道 路セ 路管 理部 課	平成25年11月28日	不開示（文書不存在）	-	-	-	-	
51	平成25年11月22日	生活保護記録の写し（平成24年1月～平成25年7月）	開示請求	本人	健福 社務 部 所	平成25年12月6日	全部開示	-	平成25年12月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
52	平成25年11月22日	診療報酬明細書（平成25年9月分 〇〇〇病院）	開示請求	本人	健保 窓給 付部 課	平成26年1月16日	全部開示	-	平成26年1月23日	写し等の交付	-	41日間延長
53	平成25年11月22日	診療報酬明細書（平成25年10月分 〇〇〇病院）	開示請求	本人	健保 窓給 付部 課	平成26年12月1日	取下げ	-	-	-	-	
54	平成25年11月27日	介護保険システム 介護保険被保険者証の全部（平成25年10月17日～11月1日までに職員がアクセスした履歴）	開示請求	任意代理人	健高 いき きセ ンタ 策部 課	平成25年12月11日	不開示（文書不存在）	-	-	-	-	
55	平成25年12月2日	南校線一丁目〇〇〇番宅地の一部に存する市道路線の「中校線第60号線」について算定された「面積」と算定根拠となった行政文書及び図面（測量等）の一切。	開示請求	本人	都道 市基盤 郡道 路セ 路管 理部 課	平成25年12月16日	不開示（文書不存在）	-	-	-	-	
56	平成25年12月4日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市協 働セ ンタ 出部 所	平成25年12月13日	部分開示	第2号	平成25年12月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
57	平成25年12月4日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市協 働セ ンタ 民部 課	平成25年12月13日	部分開示	第2号	平成25年12月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
58	平成25年12月16日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市協 働セ ンタ 民部 課	平成25年12月20日	全部開示	-	平成25年12月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
59	平成25年12月17日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市協 働セ ンタ 出部 所	平成25年12月19日	部分開示	第2号	平成25年12月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
60	平成25年12月25日	確認申請図書全て（版建第〇〇〇号）	開示請求	本人	都土 計地 画推 進利 用セ ンタ タ部 課	平成26年1月7日	部分開示	第2号	平成26年1月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
61～67	平成25年12月27日	診療報酬明細書（平成25年5～10月分 〇〇〇病院）	開示請求	本人	健保 窓給 付部 課	平成26年1月10日	全部開示	-	平成26年1月14日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
68 ～ 70	平成25年12月27日	診療報酬明細書(平成25年5・6・9月分 〇〇〇クリニック)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月10日	全部開示	-	平成26年1月14日	写し等の交付	-	
71 ～ 77	平成26年1月14日	診療報酬明細書(平成25年5～11月分 〇〇〇薬局)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月24日	全部開示	-	平成26年1月27日	写し等の交付	-	
78 ～ 83	平成26年1月14日	診療報酬明細書(平成25年5～10月分 〇〇〇病院)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月15日	取下げ	-	-	-	-	
84 ・ 85	平成26年1月14日	診療報酬明細書(平成25年11月分 〇〇〇病院)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月24日	全部開示	-	平成26年1月27日	写し等の交付	-	
86 ～ 92	平成26年1月14日	診療報酬明細書(平成25年5～7・9～11月分 〇〇〇薬局)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月24日	全部開示	-	平成26年1月27日	写し等の交付	-	
93	平成26年1月14日	診療報酬明細書(平成25年8月分 〇〇〇薬局)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月24日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
94	平成26年1月22日	要介護認定申請に係る認定調査結果、特記事項、主治医意見書、審査会の議事録	開示請求	任意代理人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年2月3日	全部開示	-	未実施	-	-	
95	平成26年1月23日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年1月31日	全部開示	-	平成26年2月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
96	平成26年2月7日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年2月13日	部分開示	第2号	平成26年2月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
97	平成26年2月7日	診療報酬明細書(平成25年9月・10月分 〇〇〇病院)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年2月14日	全部開示	-	平成26年2月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
98	平成26年2月14日	障害福祉サービス提供実績記録票(平成25年7月～平成26年1月分)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年2月24日	全部開示	-	平成26年2月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
99	平成26年2月18日	柔道整復施設療養費支給申請書(平成25年8月～12月分 〇〇〇整骨院)	開示請求	本人	健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社 健福 康社	平成26年2月19日	全部開示	-	平成26年2月19日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
100	平成26年3月5日	特定非営利法人○○○の運営する訪問介護事業所の届の内、申請者がサービス提供責任者から退任した旨を記載した変更届	開示請求	本人	健康福祉課 いきいき高齢者センター	平成26年5月2日	部分開示	第2号、第3号	平成26年5月8日	閲覧及び写し等の交付	-	44日間延長
101	平成26年3月12日	診療報酬明細書(平成26年1月分 ○○○病院)	開示請求	任意代理人	健康福祉課 保険給付	平成26年3月13日	全部開示	-	平成26年4月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
102	平成26年3月12日	診療報酬明細書(平成26年2月分 ○○○病院)	開示請求	任意代理人	健康福祉課 保険給付	平成26年3月13日	取下げ	-	-	-	-	
103	平成26年3月17日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民協働センター 市内出張所	平成26年3月24日	部分開示	第2号	平成26年3月27日	写し等の交付	-	
104	平成26年3月25日	豊中市健康管理判定委員会(平成26年3月20日開催)の要点録及び資料	開示請求	本人	総務課 人材育成員	平成26年4月7日	部分開示	第5号エ	平成26年4月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
105	平成26年3月26日	豊中市健康管理判定委員会(平成24年2月3日開催)の要点録及び資料	開示請求	本人	総務課 人材育成員	平成26年4月7日	部分開示	第5号エ	平成26年4月9日	閲覧及び写し等の交付	-	

② 自己情報訂正等請求

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不服申立日	備考
1	平成25年11月1日	校長が収集した請求者に係る「授業アンケート」	削除請求	本人	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教職員室	平成25年11月28日	全部拒否	平成25年12月4日	
2	平成25年11月1日	校長が収集した請求者に係る「授業アンケート」	削除請求	本人	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教職員室	平成25年11月28日	全部拒否	平成25年12月4日	
3	平成25年11月1日	校長が収集した請求者に係る「授業アンケート」	削除請求	本人	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教職員室	平成25年11月28日	全部拒否	平成25年12月4日	

Ⅲ．不服申立ての処理状況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成24年度まで	平成25年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	98	3	101	
	個人情報	45	3	48	
	計	143	6	149	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全部認容	行政文書	7	0	7
		個人情報	5	0	5
		計	12	0	12
	部分認容	行政文書	14	0	14
		個人情報	9	0	9
		計	23	0	23
	棄 却	行政文書	57	1	58
		個人情報	25	0	25
		計	82	1	83
取下げ	行政文書	17	1	18	
	個人情報	4	0	4	
	計	21	1	22	
合 計	行政文書	98	2	100	
	個人情報	44	0	44	
	計	142	2	144	
審理中	行政文書		1	1	
	個人情報		4	4	
	計		5	5	

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成24年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したものうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成25年度の不服申立ては、行政文書に関するものが3件、個人情報に関するものが3件あり、行政文書に関するものは、棄却したもの、不服申立人により取り下げられたもの、次年度に審理が繰り越されたもの、各1件でした。また、個人情報に関するものは、全て次年度に審理が繰り越されました。なお、前年度から引き続き審理中のものが1件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第43号
平成26年(2014年)3月31日

豊中市長
浅利 敬一郎 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分について
(答申)

平成25年8月19日付け諮問第36号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「面接記録表（平成 25 年 5 月 9 日分）」を部分開示とした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 5 月 13 日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「平成 25 年 5 月 9 日に、生活福祉課（生活保護）を担当している〇〇〇〇（職員名）に対する苦情に関して、作成された行政文書一切」とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年 5 月 27 日、本件開示請求に係る行政文書を「面接記録表（平成 25 年 5 月 9 日分）」（以下「本件文書」という。）と特定し、「面接記録表に記載された収入状況及び相談内容は、個人に関する情報であるため開示できません」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件処分にあたり、『請求書には、「〇〇〇〇（職員名）」との表現を使っておられますが、当福祉事務所には「〇〇〇〇（職員名）」という職員はおりません。平成 25 年 5 月 9 日の電話相談記録が 1 件しか無く、この文書を特定しました。』との文言を付している。

3 異議申立て

異議申立人は、同年 6 月 25 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 審査会への諮問

実施機関は、同年 8 月 19 日、条例第 18 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件異議申立てについて諮問した。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、公務員以外の個人名を除き、本件文書を開示するよう決定を変更することを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書及び反論書の内容をまとめると以下のとおりである。なお、口頭意見陳述については、異議申立人からの申し出がなされなかったため、実施していない。

- 1 不開示とされた部分について、個人名を消すなど特定の個人を識別することができない状態とすれば、個人情報に該当せず、開示が可能である。
- 2 部分開示された行政文書は、虚偽である。
- 3 一部開示されているため、条例第 7 条第 1 号アに該当する。また、生活保護に係る事務が適正に行われておらず、公務員の犯罪行為により、市民の人権が侵害されているため、同号イに該当する。さらに、公務員の職務遂行に関する内容については開示すべきであるから、同号ウに該当する。
- 4 本件文書を開示することで生活保護に係る事務に支障があるとの実施機関の主張には理由がない。
- 5 よって、本件処分で不開示とされた部分についても公務員以外の個人名を除いて開示すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件文書は、生活保護に関する相談の記録であり、相談者の生活の状況等の個人のプライバシーに関する情報が記録されている。
- 2 本件に係る相談は匿名で行われているが、開示することにより、個人が特定されるおそれがないとは限らない。また、たとえ特定の個人が識別されなくても、生活保護に関する相談は、一般に生活困窮など他人に知られたくない内容であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある。このため、条例第 7 条第 1 号に該当する。
- 3 生活保護に関する相談記録は公にすることは予定されておらず、相談記録の内容を開示することになれば、今後生活保護を必要とする人が市に相談することを躊躇し、保護を受けられなくなる事態も考えられる。このため、生活保護事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 4 号に該当する。
- 4 本件文書は、虚偽によるものではない。
- 5 このことから、本件処分に誤りはない。

第六 審査会の判断

- 1 条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第 7 条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開

示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書きにおいては、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報に該当しないと規定している。

条例第7条第4号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

2 本件異議申立てに係る不開示情報該当性の判断

本件文書は、生活保護に関する相談の記録であり、相談者の収入状況等が記録されている。これらの情報は、私生活に関する情報であって、一般に、生活保護の受給を求める相談者は生活が困窮していることからすると、特定の個人を識別することはできないものであっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

なお、異議申立人は、反論書において条例第7条第1号ア、イ又はウに該当し、不開示情報ではない旨を記述しているが、具体的な主張はなく、異議申立人の主張に理由があるとは認められない。

また、生活保護の相談に関する記録は、これを開示することにより、生活困窮等により生活保護を求める者が自らの情報を公にされ、第三者に知られるのではないかとの不安から市に相談することを躊躇し、必要な保護を受けられなくなることが考えられるなど生活保護事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるといえる。

3 これらのことから、生活保護の相談に関する情報は、条例第7条第1号及び第4号に該当し、本件文書を部分開示とした実施機関の判断に誤りはない。よって、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成26年（2014年）3月31日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

IV . 情 報 提 供 の 運 用 状 況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
利 用 者 数	116,962	2,423(-673)	119,385

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,899冊、他の行政資料等6,520冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成25年度の利用者数は、2,423人（1ヶ月当たり約202人で前年比56人の減）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成24年度まで	平成25年度	合 計
閲 覧	95,763	2,051 (-267)	97,814
視 聴	2,656	7 (-25)	2,663
複 写	46,728	1,728 (-186)	48,456
提 供	53,974	591 (-395)	54,565
相 談	17,458	141 (-142)	17,599
販 売	3,740	89 (1)	3,829
合 計	220,319	4,607 (-1,014)	224,926

* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	217	0	175	95	19	31	537	86	200	286
5	195	0	153	71	18	13	450	74	154	228
6	179	0	163	41	15	2	400	48	160	208
7	185	0	158	40	0	1	384	44	147	191
8	174	0	147	57	0	6	384	100	121	221
9	161	0	145	35	26	10	377	67	143	210
10	207	0	179	42	19	6	453	73	159	232
11	168	0	136	55	23	6	388	78	138	216
12	122	0	101	29	16	3	271	43	107	150
1	155	1	134	35	3	4	332	33	126	159
2	147	4	120	41	0	3	315	43	115	158
3	141	2	117	50	2	4	316	46	118	164
計	2,051	7	1,728	591	141	89	4,607	735	1,688	2,423

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)	月	数量 (個)	収入額 (円)
4	169	12,798	131,054	4	3	510
5	143	1,867	24,682	5	4	680
6	151	2,197	27,157	6	1	170
7	158	3,159	38,549	7	3	510
8	146	922	12,590	8	1	170
9	139	1,466	17,775	9	0	0
10	149	1,173	15,404	10	8	1,360
11	133	1,488	21,384	11	3	510
12	95	601	8,992	12	0	0
1	124	475	8,231	1	4	680
2	120	404	8,014	2	1	170
3	114	444	7,897	3	2	340
計	1,641	26,994	321,729	計	30	5,100

(電磁的記録)

(4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資料名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	1	1,000
2	豊中市史資料集	〃	1,200	2	2,400
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	2	15,000
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	0	0
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	1	7,300
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	1	8,500
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	1	7,800
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	2	16,000
12	豊中市史(通史1)	〃	9,200	1	9,200
13	豊中市史(通史2)	〃	8,500	1	8,500
14	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
15	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	1	1,500
16	豊中市統計書(平成24年～)	〃	750	2	1,500
17	豊中の工業	〃	100	0	0
18	豊中の商業	〃	300	0	0
19	豊中の事業所	〃	300	0	0
20	第3次豊中市総合計画 後期基本計画	企画調整室	1,300	1	1,300
21	とよなかまっぷ	広報広聴課	200	34	6,800
22	豊中市住居表示白全図	市民課	200	0	0
23	アーバンデザインマニュアル第一部(公共空間編)	都市計画室	3,000	0	0
24	アーバンデザインマニュアル第二部(建築指針編)	〃	3,000	0	0
25	アーバンデザインマニュアル第三部(屋外造形編)	〃	3,000	0	0
26	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	〃	1,000	3	3,000
27	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	3	600
28	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	25	5,000
29	都市計画マスタープラン	〃	1,600	2	3,200
30	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興室	500	8	4,000
小 計				91	102,600

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
31	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 14	とよなか都市 創造研究所	1,000	0	0
32	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 15	〃	1,000	0	0
33	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 16	〃	1,000	1	1000
34	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 17	〃	1,000	1	1000
35	データブック とよなか	〃	500	1	500
36	基礎自治体の自律性に関する研究Ⅲ	〃	500	0	0
37	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(Ⅰ)	〃	500	0	0
38	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(Ⅱ)	〃	500	0	0
39	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化の考察(Ⅱ)	〃	500	0	0
40	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化の考察(Ⅲ)	〃	500	0	0
41	都市情報の運用に関する研究Ⅲ —地域における情報ニーズの分析—	〃	500	0	0
42	道路整備に伴う居住者特性の変化の調査	〃	500	1	500
43	少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究	〃	500	0	0
44	豊中市における地域コミュニティ組織に関する基礎調査	〃	400	1	400
45	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 —先行事例研究と豊中市の地域資本調査—	〃	500	1	500
小 計				6	3,900
合 計				97	106,500

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

(単位：件)

分類	主な資料名	24年度まで	25年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(41.5%) 91,542	(22.7%) 1,047	(41.2%) 92,589
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(2.3%) 5,071	(0.0%) 2	(2.3%) 5,073
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(0.8%) 1,797	(0.0%) 0	(0.8%) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要、地番参考図、固定資産路線価図	(12.9%) 28,423	(29.5%) 1,360	(13.3%) 29,783
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(1.9%) 4,234	(0.1%) 3	(1.9%) 4,237
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.0%) 8,770	(1.8%) 81	(3.9%) 8,851
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルリング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(4.5%) 9,848	(5.8%) 269	(4.4%) 10,117
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(15.1%) 33,305	(37.7%) 1,738	(15.6%) 35,043
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.4%) 5,126	(0.4%) 18	(2.3%) 5,144
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(4.9%) 10,809	(1.3%) 58	(4.8%) 10,867
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(0.8%) 1,736	(0.2%) 11	(0.8%) 1,747
議会	議会提要、市議会のおごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(1.9%) 4,151	(0.2%) 7	(1.8%) 4,158
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(7.0%) 15,507	(0.3%) 13	(6.9%) 15,520
合計		220,319	4,607	224,926

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、地形図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかまっぷ
②国の刊行物	国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

（平成25年度）

V . 会 議 公 開 制 度 の 運 用 状 況

V. 会議公開制度の運用状況

審議会等の会議の公開状況

平成26年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	防災会議	附属機関	危機管理室	0	公開	0
2	国民保護協議会	附属機関	危機管理室	0	公開	0
3	情報政策専門家会議	その他の会議	情報政策室	1	公開	0
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附属機関	総務部 情報公開課	3	一部非公開	0
5	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総務部 情報公開課	5	非公開	-
6	歴史的文化的文書審議会	附属機関	総務部 情報公開課	2	公開	0
7	特別職報酬等審議会	附属機関	総務部 人材育成センター 人事課	2	公開	0
8	公務災害補償等認定委員会	附属機関	総務部 人材育成センター 職員課	3	非公開	-
9	公務災害補償等審査会	附属機関	総務部 人材育成センター 職員課	0	非公開	-
10	市有施設有効活用委員会	附属機関	資産活用部 施設活用推進室	5	公開	8
11	人権文化のまちづくりをすすめる協 議会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	3	一部非公開	1
12	同和問題解決推進協議会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	3	一部非公開	0
13	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	2	公開	0
14	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	1	一部非公開	0
15	男女共同参画審議会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	2	公開	7
16	外国人市民会議	その他の会議	人権文化政策部 人権政策室	4	公開	4
17	男女共同参画推進センター指定管理 者選定評価委員会	附属機関	人権文化政策部 人権政策室	4	一部非公開	3

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
18	国際交流センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	人権文化政策部 人権文化政策部	4	一部非公開	0
19	文化芸術振興審議会	附属機関	人権文化政策部 文化芸術部	2	公開	0
20	総合計画審議会（部会有）	附属機関	政策企画調整部 企画調整部	0	公開	0
21	公共事業再評価委員会	附属機関	政策企画調整部 企画調整部	0	公開	0
22	政策評価委員会（部会有）	附属機関	政策企画調整部 企画調整部	5	公開	0
23	名誉市民選考委員会	附属機関	政策企画部 秘書課	0	非公開	-
24	とよなか都市創造研究所運営委員会	附属機関	政策企画部 とよなか都市創造研究所	3	公開	0
25	環境審議会（部会有）	附属機関	環境政策部 環境政策部	9	公開	9
26	環境保全審査会	附属機関	環境政策部 環境政策部	1	公開	0
27	環境交流センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	環境政策部 環境政策部	0	非公開	-
28	廃棄物減量等推進審議会（部会有）	附属機関	環境センター部 減量推進課	1	公開	0
29	市民公益活動推進委員会（部会有）	附属機関	市民協働部 コミュニティ政策室	9	一部非公開	56
30	消費生活審議会	附属機関	市民協働部 くらしセンター課	1	一部非公開	0
31	労働問題協議会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター課 雇用労働課	0	非公開	-
32	個別労働関係紛争調査委員会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター課 雇用労働課	1	非公開	-
33	労働会館運営委員会	その他の会議	市民協働部 くらしセンター課 雇用労働課	0	公開	0
34	大規模小売店舗立地審議会	附属機関	市民協働部 くらしセンター課 地域経済課	2	公開	3
35	南部地域活性化市民会議 ※1	その他の会議	市民協働部 南部地域連携センター	3	公開	29

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
36	千里文化センター市民運営会議	その他の会議	市民協働部 千里地域連携センター	4	公開	1
37	民生委員推薦会	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	3	非公開	-
38	健康福祉審議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	8	公開	11
39	社会福祉審議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	8	公開	4
40	健康福祉サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 地域福祉部室	7	非公開	-
41	障害者施策推進協議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課	2	公開	18
42	介護給付費等支給審査会 ※2	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 障害福祉課	12	非公開	-
43	介護保険事業運営委員会（部会有）	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	12	一部非公開	22
44	養護老人ホーム指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	0	非公開	-
45	特別養護老人ホーム指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	3	公開	0
46	老人デイサービスセンター指定管理者評価委員会	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢施策課	3	公開	0
47	介護認定審査会（部会有） ※3	附属機関	健康福祉部 いきいきセンター 高齢者支援課	12	非公開	-
48	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 保健企画課	3	公開	0
49	食育推進協議会（部会有）	その他の会議	健康福祉部 保健企画課	2	公開	0
50	介護老人保健施設指定管理者選定評価委員会	附属機関	健康福祉部 保健企画課	3	公開	0
51	感染症診査協議会 ※4	附属機関	健康福祉部 保健予防課	12	非公開	-
52	小児慢性特定疾患対策協議会	附属機関	健康福祉部 保健予防課	12	非公開	-
53	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 地域保健課	12	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
54	公害健康被害診療報酬審査委員会	その他の会議	健康福祉部 保健課	12	非公開	-
55	予防接種健康被害調査委員会	附属機関	健康福祉部 保健課	0	非公開	-
56	国民健康保険運営協議会（部会有）	附属機関	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	3	公開	2
57	次世代育成支援推進協議会（部会有） ※5	附属機関	こども未来部 こども政策室	0	公開	0
58	母子福祉センター指定管理者選定評価委員会	附属機関	こども未来部 こども政策室	3	公開	0
59	こども審議会（部会有）	附属機関	こども未来部 こども政策室	4	公開	18
60	幼児教育振興審議会	附属機関	こども未来部 保育幼稚園室	4	公開	8
61	まちづくり委員会	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	2	公開	0
62	市営住宅指定管理者選定評価委員会	附属機関	都市計画推進部 まちづくり総務室	4	公開	0
63	都市計画審議会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	3	一部非公開	10
64	建築審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	3	一部非公開	0
65	開発審査会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	1	一部非公開	0
66	都市景観・屋外広告物審議会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	4	公開	0
67	都市景観行為規制判定委員会	附属機関	都市計画推進部 都市計画室	1	一部非公開	0
68	千里中央地区活性化ビジョン策定委員会 ※6	附属機関	都市計画推進部 千里ニュータウン再生 推進課	4	公開	41
69	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	0	非公開	-
70	中高層建築物等紛争あっせん委員会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	3	非公開	-
71	中高層建築物等紛争調停委員会	附属機関	都市計画推進部 中高層建築調整課	0	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
72	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務局	2	公開	2
73	上下水道事業運営審議会	附属機関	上下水道局 経営企画課	0	公開	0
74	学校教育審議会	附属機関	教育委員 会総務室	4	公開	19
75	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教育委員 会推進室	0	非公開	-
76	教育センター運営委員会	その他の会議	教育委員 会一	2	公開	0
77	社会教育委員会議	附属機関	教育委員 会地域教育振興室	4	公開	0
78	文化財保護審議会	附属機関	教育委員 会地域教育振興室	2	公開	0
79	放課後子どもプラン運営委員会	その他の会議	教育委員 会地域教育振興室	2	公開	0
80	図書館協議会（部会有）	附属機関	教育委員 会読書振興課	7	公開	44
81	公民館運営審議会	附属機関	教育委員 会中央公民館	5	公開	0
82	青少年自然の家指定管理者選定評価委員会	附属機関	教育委員 会青少年育成課	4	一部非公開	0
83	スポーツ推進審議会	附属機関	教育委員 会スポーツ振興課	3	公開	0
84	体育施設指定管理者評価委員会	附属機関	教育委員 会スポーツ振興課	4	公開	2
	附属機関	73		258		288
	その他の会議	11		31		34
	合計	84		289		322

注)

- ※1 平成26年3月31日付廃止
- ※2 介護給付費等支給審査会は、48回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※3 介護認定審査会は、510回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※4 感染症診査協議会は、24回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※5 平成25年6月30日付廃止
- ※6 平成26年2月28日付廃止

VI . 運 営 委 員 会 と 審 査 会

VI. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成25年8月24日～平成27年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	井 上 典 之	大 学 院 教 授	
〃	池 田 敏 雄	大 学 名 誉 教 授	平成25年8月23日まで
副 会 長	園 田 寿	大 学 院 教 授	
委 員	榎 原 茂 樹	人 権 擁 護 委 員	
〃	恩 地 紀 代 子	大 学 院 教 授	平成25年8月24日から
〃	加 賀 有 津 子	大 学 院 教 授	
〃	小 早 川 謙 一	商 工 会 議 所 専 務 理 事	
〃	高 橋 明 男	大 学 院 教 授	
〃	谷 口 佳 以 子	消 費 者 協 会 会 長	
〃	永 井 敏 輝	社 会 福 祉 協 議 会 会 長	
〃	宮 下 幾 久 子	弁 護 士	
〃	中 西 彰 子	市 民 (公 募)	平成25年8月24日から
〃	山 内 秀 樹	市 民 (公 募)	平成25年8月24日から
〃	吉 田 拓 真	連 合 豊 中 議 長	平成26年1月6日から
〃	東 野 明 弘	連 合 豊 中 議 長	平成25年12月10日まで
〃	小 西 一 弘	市 民 (公 募)	平成25年8月23日まで
〃	福 永 由 美	市 民 (公 募)	平成25年8月23日まで

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成26年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第1回)	運用状況の報告
	9月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 運用状況の報告
	10月19日	(第2回)	会長等の選出について 住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知制度について

			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	12月 9日	(第3回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	2月10日	(第4回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	3月23日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
22年度	6月23日	(第1回)	住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかかる 本人告知実施要領について 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 運用状況の報告
	11月1日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	3月17日	(一)	豊中市個人情報保護条例に基づく苦情の申出に係る処理
	3月29日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
23年度	6月20日	(一)	住民票の写し等本人通知制度実施要綱について 運用状況の報告
	10月5日	(第1回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 安否確認事務について
24年度	7月3日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 運用状況の報告
	10月9日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の報告
	3月18日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
25年度	6月25日	(第1回)	運用状況の報告
	10月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月10日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて

計 75回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成25年10月1日～平成27年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	佐 野 久美子	弁 護 士	
会長代理	塩 川 茂	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 院 教 授	
〃	前 田 雅 子	大 学 教 授	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成26年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか	
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ	
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告	
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）	
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査	
	5月23日	(第8回)	〃	
	6月10日	(第9回)	〃	
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査	
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	11月25日	(第2回)	〃	
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）	
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）	
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	3月21日	(第6回)	〃	
	4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
		5月26日	(第8回)	〃
		6月29日	(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
		7月28日	(第10回)	〃
		8月24日	(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか	
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
1月19日		(第14回)	〃	
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明	
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
3月12日		(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度		4月 9日	(第1回)	〃

4月27日	(第2回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
5月12日	(第3回)	〃 〃 答申案の検討
6月7日	(第4回)	住宅対策課及び教育委員会総務課による公文書の説明等
6月22日	(第5回)	学校保健課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
7月5日	(第6回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
7月22日	(第7回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び監査委員事務局所管の局異議申立てに関する答申案の検討
8月4日	(第8回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び答申案の検討
8月25日	(第9回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
9月6日	(第10回)	〃
10月4日	(第11回)	〃
10月21日	(第12回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する審査
11月11日	(第13回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する答申案の検討
12月3日	(第14回)	〃
12月13日	(第15回)	〃
1月18日	(第16回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
2月14日	(第17回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
3月9日	(第18回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述

6年度	4月22日	(第1回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	5月18日	(第2回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	6月8日	(第3回)	指導課所管の審査請求に関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	6月24日	(第4回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査及び指導課所管の審査請求に関する審査
	7月19日	(第5回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	8月29日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	10月7日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述 〃 〃 実施機関の口頭説明

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の 口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審 査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の 審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭 説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述 及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課 所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の 審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及 び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	6月30日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について 情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取

22年度	4月20日	(第1回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	8月5日	(第2回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	10月5日	(第3回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	1月25日	(第4回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
23年度	5月16日	(第1回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	8月17日	(第2回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する審査
	9月16日	(第3回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明の聴取
24年度	未開催		
25年度	6月18日	(第1回)	広報広聴課の異議申立てに関する審査
	8月21日	(第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
	10月28日	(第3回)	会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第4回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
	3月4日	(第5回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び処分庁の口頭説明の聴取 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査

計 148回開催

VII. 資 料

Ⅶ. 資料

(1) 豊中市情報公開条例

公布 沿革	平成13年	4月2日	条例第28号
	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号
	平成22年	12月22日	条例第33号
	平成24年	9月28日	条例第46号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があつた場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

（開示請求の手續）

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日(第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 15 条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第 8 条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第 11 条第 1 項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。
（費用負担）

第 16 条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第 3 項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁的記録にあつては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 前 3 項の規定は、第 5 条第 2 項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。
（他の制度との調整）

第 17 条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 3 章 不服申立てに係る手続

（審査会への諮問等）

第 18 条 開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 20 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第 19 条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第 20 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 4 章 情報公開の総合的な推進

（実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実）

第 21 条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第 22 条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第 7 条各号に掲げる情報に該当するものを除く。

(1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画

(2) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置した附属機関その他市政運営上の意見聴取等を行うため実施機関が設置した会議（実施機関の職員のみで構成されるものを除く。）（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料

(3) 前 2 号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第 23 条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第 24 条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨のっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 補則

(行政文書の管理)

第 25 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

第 26 条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第 27 条 市長は、毎年度 1 回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成 13.9 規則 68 により、平成 13.10.1 から施行]

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。
 - 4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
 - 5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19.3.30条例8）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20.3.26条例3抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22.12.22条例33抄）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成24.9.28条例46）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月	1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月	31日	条例第7号
	平成19年	3月	23日	条例第1号
	平成19年	3月	30日	条例第8号
	平成20年	3月	26日	条例第3号
	平成21年	4月	1日	条例第18号
	平成22年	12月	22日	条例第33号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	収集等の一般的制限（第6条）
第2節	個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節	個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	自己情報の開示等
第1節	自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節	訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
第5章	苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章	雑則（第59条—第62条）
第8章	罰則（第63条—第69条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であつて、

当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（安全確保の措置等）

- 第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。
（職員等の義務）
- 第9条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（処理委託に係る安全確保の措置等）
- 第10条** 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
（受託者等の義務）
- 第11条** 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（指定管理業務に係る安全確保の措置等）
- 第11条の2** 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
（指定管理者等の義務）
- 第11条の3** 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 第3節 個人情報の利用及び提供**
（利用及び提供の制限）
- 第12条** 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。
- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。
（外部提供に係る安全確保の措置等）
- 第13条** 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。
- 2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。
（外部提供を受けた者等の義務）

第 14 条 第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第 15 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第 245 条第 1 号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第 16 条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第 17 条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルの利用目的

(3) 記録する個人情報の項目

(4) 記録の対象となる個人の範囲

(5) 記録する個人情報の収集方法

(6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの

(2) 試験的又は一時的に用いるもの

(3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの

(4) 前 3 号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第 1 項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第 4 章 自己情報の開示等

第 1 節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第 18 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満 15 歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし，若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって，当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により，又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

第 21 条 実施機関は，開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

第 22 条 実施機関は，開示請求に係る自己情報に不開示情報（第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は，前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には，開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し，当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該自己情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は，開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は，第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは，当該通知に，当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は，開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし，第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは，開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において，実施機関は，同項に規定する期間内に，開示請求者に対し，当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしていないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（不開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしていないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。
(費用負担)

第 30 条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(他の制度との調整)

第 31 条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

第 33 条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。

- 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

第 34 条 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第 35 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 36 条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第 37 条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 38 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第 39 条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日

（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第 40 条 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第 42 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
（削除等請求の手続）

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。
（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。
（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

第48条 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等を行うこととするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

- 第 61 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

- 第 62 条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第 8 章 罰則

- 第 63 条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

- 第 64 条** 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

- 2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

- 第 65 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

- 第 66 条** 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

- 2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

- 第 67 条** 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

- 第 68 条** 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

- 第 69 条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 21. 4. 1 条例 18）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 22. 12. 22 条例 33 抄）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行]

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成26年（2014年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653